| 項目番号 | 業務 | 項目名 | 修正の種類（追加・削 | 修正前 | 修正後 | 修正の根拠：地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 修正の根拠：住民サービスの向上 | 修正の根拠：職員業務量の低減 | 修正の根拠：自治体方針の実現 | 修正の根拠：その他 | 分類用フラグ：類似意見No. | 分類用フラグ：同趣旨要件数 | 事前確認前整理：対応方針 | 事前確認前整理：事前確認対象 | 事前確認前整理：要件修正案 | 事前確認前整理：確認項目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1.1.1 | 土地 | 土地登記情報管理 | 追加 | ＜土地登記情報＞<br>記載なし | ・税通番号 |  |  |  |  | 同日に異なる原因で登記を行った場合の時系列を把握するため。 | 10 | 3 | 要検討 | A | 1.1.2./2.1.2.の以下の記載を修正する。<br>前：「～登記情報マスタに設定できること。」<br>後：「～登記情報マスタに自動で反映されること。」 | ・要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。<br>・税通番号も含めて登記済通知書のデータをシステム上管理する必要があるか確認させてください。<br>＜参考＞<br>現在の仕様書では、登記済通知書により変更された登記情報のみを管理することとなっており、登記済通知書のデータを管理することにはなっておりません。 |
| 1.1.1 | 土地 | 土地登記情報管理 | 追加 | ＜土地登記情報＞<br>記載なし | ・地上権の設定の有無 | 地方税法第352条の2による |  |  |  |  |  |  | 反映 | B | 1.1.1.の土地登記情報として以下の項目を追加する。<br>「地上権設定の有無」 | 要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。 |
| 1.1.1 | 土地 | 基本情報管理 | 追加 |  | 地籍調査の有無 |  |  |  | 該当地番の地籍調査が行われているかを確認するため。（登記地籍と課税地籍に差異があることの理由を確認するため） |  | 028 | 2 | 要検討 | A |  | 現行運用において、「国土調査（地積調査）」関係の情報を固定資産税業務上、利用しているか確認させてください。<br>利用している場合は、以下についてご教示ください。<br>①その用途について（例：国土調査（地積調査）の結果の地積・地目の情報を基に、課税しているなど。）<br>②「国土調査（地積調査）」関係の情報を、固定資産税システム上、管理しているか。<br>③具体的にどのような項目を固定資産税システム上管理しているのか。（例：国土調査（地積調査）実施年月日・地積・地目など。）<br>④「国土調査（地積調査）」関係の情報を、どのように固定資産税システムに登録しているか。（例：○○課から得た紙媒体の資料を基に手入力しているなど。）<br>⑤「国土調査（地積調査）」関係の情報は、土地登記情報として管理しているのか、土地現況情報として管理しているか。 |
| 1.1.1 | 土地 | 土地登記情報管理 | 追加 |  | 複数の筆の所有権移転処理を一括で行えるようにする。例えば，１０筆の土地について義務者Aから権利者Bへの所有権移転処理を行う際に，一筆づつ処理を行うのではなく，１０筆を一括で選択して，その全ての所有者をAからBに一括で変更できるようにする。（登記済通知書電子データの一括取り込みによって所有権移転処理が行えなかった筆に関する処理を想定） |  |  | 複数の物件の全てに関して一件づつ全く同じ所有権移転処理を繰り返すのは非効率的であるため。 登記済通知書電子データの一括取り込みによって所有権移転処理が行えるようになった場合との比較はできないが，現状と比較すれば，約１０人の作業が，年間で，のべ100時間程度低減すると考えられる。 |  |  |  |  | 要検討 | B | 1.1./1.2.に以下の機能を実装すべき機能として追加する。<br>・「複数の土地を選択し、一括で所有者を変更できること。」<br>2.1./2.2.に以下の機能を実装すべき機能として追加する。<br>・「複数の家屋を選択し、一括で所有者を変更できること。」 | 土地、家屋について、複数の土地又は家屋の所有者を一括で変更できる機能の必要性について確認させてください。必要な場合はその理由もご教示ください。<br>※ 必要な場合は要件修正案を想定しております。 |
| 1.1.1 | 土地 | 土地登記情報管理 | 追加 | 未記載事項 | ①名寄せに使用する納税義務者コード<br>②納税義務者に使用する納税義務者コード<br>③登記名義人及び登記名義人コード<br>④敷地権等の割合<br>⑤敷地権割合に相当する区分家屋の建物番号または家屋番号 |  |  | 納税義務者コードを使用することや敷地権割合に関する情報を記載することで台帳の特定を容易とし、通常業務時間の短縮を図るため。 |  | 当市での運用で左記の項目について土地台帳上に搭載しているため。 |  |  | 反映 | B | 1.1.1.の土地登記情報として以下の項目を追加する。<br>「・敷地権等の割合<br>・敷地権割合に相当する区分家屋の建物番号または家屋番号」 | 要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。 |
| 1.1.1. | 土地 | 土地登記情報管理 | 追加 | 〈土地登記情報〉<br>・権利者情報（住所、氏名、持分）<br>・義務者情報（住所、氏名、持分） | 〈土地登記情報〉に追加<br>・権利者情報（住所、氏名、持分、**納税義務者番号**）<br>・義務者情報（住所、氏名、持分、**納税義務者番号**） |  |  |  |  | 義務者・権利者を特定する宛名番号を土地登記情報でも保有することにより、所有者の紐づけが容易になるため。 |  |  | 反映しない | C |  | 当該意見について、対応方針のとおりとしてよいか、ご確認ください。<br>＜参考＞<br>登記情報上は納税義務者番号は保持しない想定です。 |
| 1.1.1. | 土地 | 土地登記情報管理 | 追加 | … | ＜土地登記情報＞<br>・課税開始年<br>・保留地該当の有無 |  |  | 「課税開始年」を入力・管理することにより、市民からの問い合わせ時、登記情報をいつから課税に反映したのかを分かりやすくするため。 |  | 本来「保留地」は登記情報を持たないが、登記情報において「保留地」であるか否かの情報を持たせることにより、他物件も含めて登記情報の入力漏れを防ぐため。 |  |  | 要検討 | A |  | 課税開始年について、課税台帳上の項目として必要かどうか確認させてください。必要な場合はその用途についてもご教示ください。 |
| 1.1.2 | 土地 | 土地登記情報管理 | 追加 | … | 記載内容に加え、要約書データの取り込みも可能 |  |  |  |  | 土地及び建物の要約書データを表示及び権利の最新情報のみ初期セットアップデータとして取り込ませることで、登記情報のベースデータが作成できる。 | 095 | 3 | 要検討 | A |  | 土地登記情報／家屋登記情報について、登記事項要約書の情報を固定資産税業務上、必要な情報か確認させてください。<br>必要とする場合については、以下についても確認させてください。<br>① どちらの業務で必要か。<br>土地家屋両方で必要 ／ 土地のみ必要 ／ 家屋のみ必要<br>② 土地 家屋について、それぞれ必要とした理由。<br>③ 現行運用において、要約書の情報を利用している場合、土地 家屋について、それぞれ要約書の情報はどのように管理しているか。（紙、電子データ（固定資産税システム以外のシステムで管理）、電子データ（固定資産税システムで管理） 等）<br>④ ③で電子データ（固定資産税システムで管理）としている団体については、どのように固定資産税システムに登録しているか。（法務局から受け取った紙の要約書を基に手入力、法務局から受け取った要約書の電子データを固定資産税システムに取り込んでいる 等） |
| 1.1.6 | 土地 | 分合筆処理 | その他 | 土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目は分筆先へ引き継がれる。 | 土地登記情報の各項目のうち、地積**及び履歴**以外の項目は分筆先へ引き継がれる。 |  |  |  |  | 登記簿と同様に分筆先の履歴は分筆からで足りる。履歴の引継ぎは不要 |  |  | 反映 | B | 1.1.6.について、以下のとおり修正いたします。<br>修正前「土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目は分筆先へ引き継がれる。」<br>修正後「土地登記情報の各項目のうち、地積及び履歴以外の項目は分筆先へ引き継がれる。」 | 要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。 |
| 1.2. | 土地 | 土地（補充）課税台帳管理 | 追加 |  | （実装すべき機能）<br>土地（補充）課税台帳上の情報に基づいて、評価額、課税標準額のシミュレーションができること。<br>（実装してもしなくてもよい機能）<br>シミュレーション結果を保存できること。 |  |  |  |  | 仮評価時に必要なため。 | 288 | 2 | 要検討 | A |  | 土地・家屋において、当初賦課シミュレーション結果を保存する必要性について確認させてください。必要な場合はその理由をご教示ください。 |
| 1.2.- | 土地 | 課税台帳作成 | 追加 | － | 課税台帳修正予定のものに修正予定フラグを立てられること |  |  |  |  | 課税台帳を修正する前に他担当が更正決定や照明発行するのを防ぐため。 |  |  | 要検討 | A |  | 土地課税台帳において、修正予定フラグを立てる機能の必要性について確認させてください。必要な場合はその理由をご教示ください。 |
| 1.2.1 | 土地 | 課税台帳作成 | 追加 |  | （課税台帳）項目追加<br>①<br>・前年度評価額<br>・固定資産税及び都市計画税の小規模住宅用地地積、一般住宅用地地積、非住宅用地地積とそれにに対応する現年度課税標準額、本則課税標準額、基準年課税標準額（前年度課税標準額）、負担水準及び負担調整率<br>②<br>・特例の適用が終了する年度 |  | ①について<br>平年度に負担調整措置によって税額が上昇するような場合、納税者から税額上昇の理由を問われることが多い。そのような場合、左記項目を追加することで納税者からの問合せに対し迅速に対応することが可能となり、住民サービスの向上が図られる。 | ②<br>特例の多くは特例適用の終了年度が決まっているため、特例適用を行う際に終了年度を予め入力することで誤って特例を継続させることを防止する効果がある。また、特例適用終了年を再度入力する手間が省けるため、事務の効率化が期待できる。 |  |  | 300 | 8 | 要検討 | B | ・1.2.1に、管理する項目として「前年度課税標準額」を追加する。<br>・負担調整措置に係るデータ項目を追加する。<br>※各項目については、各構成員の回答を基に修正案を作成いたします。 | 現行運用において利用している負担調整措置に係るデータ項目をご教示ください。 |

| 項目番号 | 項目名 | A市 分類 | A市 詳細ご回答欄 | C市 分類 | C市 詳細ご回答欄 | E市 分類 | E市 詳細ご回答欄 | F市 分類 | F市 詳細ご回答欄 | G市 分類 | G市 詳細ご回答欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 3.保留 | ①登記済通知書との連携機能自体は、標準化仕様の範囲外と認識しているため、自動・手動については、任意の選択で良いと理解している。<br>②税通番号を管理する必要は無い。 | 4.その他 | ・全てのデータが自動で処理できるとは想定していないため、不突合となるものについては自動で反映されないなどの仕様が担保されるのであれば修正案のとおりで問題ない。<br>・電子データの取り込みを実務として行っていないため、明確な回答はできないが、意見発出団体が記載するとおり、税通番号でデータの時系列を整理することは可能と考える。 | 1.諾（大筋OK） | 要件修正案のとおりとしてよいと考えます。<br>管理するデータ量が大きくなってしまうことから登記済通知書のデータをシステム上管理する必要はないと考えます。 | 4.その他 | 修正案については、「税通番号」がNo29における「受付番号」と同一の項目を指しているのであれば、相違ありません。<br>登記済通知書データのシステム管理についてですが、意見発出団体の回答のとおり登記の時系列把握のため、税通番号は管理が必要な項目であると考えます。 | 2.否（考えが異なる） | 税通番号がどういう番号か不明。G市では、登記電子データ上の「発行年月日」「整理番号」等で把握している。 |
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 2.否（考えが異なる） | 地上権、賃借権は区分所有家屋の登記上「敷地権の目的である土地の表示」として登録されるのではないか。2.1.1家屋登記情報管理に記載済の認識。 |
| 1.1.1 | 基本情報管理 | 4.その他 | ①システム上で国土調査の地積を管理している。<br>②国土調査の結果、土地情報の修正を行った場合、修正を行った事由と年月日を管理している。 | 4.その他 | 本市のシステムの場合、「国土調査後」や「国土調査地積」を入力する項目が備わってはいますが、全く使用していない状況です。本市で実施された国土調査事業は直近のものでも30年以上前であり、一部未実施の地域もありますが、課税地積は登記地積を原則としています（区画整理地域等は除く）。したがって、本市の状況だけで判断すれば国土調査に関する項目は不要と考えますが、地域内の不均衡等を理由に旧地積による課税を継続するなどの対応している自治体の状況は分かりませんので、他の構成自治体のご意見を参考とさせていただきます。 |  | ①国土調査を行った場合、国土調査結果の地積を課税地積としています。<br>②「国土調査（地積調査）」関係の情報は、固定資産税システムでは管理していません。<br>③なし<br>④登記済通知書とともに法務局から提供される紙媒体の地籍簿（もとは国土調査担当部署が作成し、登記時に法務局に提出したもの。土地の地番ごとの地積が記載された書類）をもとに手入力しています。<br>⑤土地登記情報として管理しています。 | 4.その他 | ① 当市では地籍調査の成果は登記が完了し次第課税に反映することとしていますが、登記が完了してから実際に税通が来るまでの間、調査成果を課税に反映させる準備用の資料として、調査担当課から受領した資料を使用します。<br>②、③、④ 固定資産税システム上は管理していません。土地評価システム上で管理しています。<br>⑤ 土地登記情報として管理しています。 | 4.その他 | G市においては国土調査関係の情報は利活用していないが、あったら便利かと思う。 |
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 1.諾（大筋OK） | 相続により数十件を超える土地を一度に所有権移転する場合があり、一件一件所有者を変更するのは大きな負担となる。作業効率の軽減のためにも一括で所有者を変更できる機能は必要と考えている。 | 1.諾（大筋OK） | 必要と考えます（本市の現行システムでも実装している）。特に相続による権利異動では、意見発出団体が想定しているようなケースは多々あり、一筆毎に異動処理を行うのは非常に非効率的です。電子データの活用がスムーズに進めば負担は解消されるかもしれませんが、手入力による異動も想定するのであれば、必要な機能と考えます。 |  | 必要と考えます。<br>標準仕様書では、法務局から登記済通知電子データが提供された場合の所有権移転処理のやり方が記載されてます。<br>しかし、さまざまな理由により、引き続き紙媒体の登記済通知での運用を継続する自治体も存在することが想定されるため、そのような自治体は、複数筆を一括で所有権移転処理できる機能がないと事務が大変になってしまうと考えます。 | 4.その他 | 意見発出団体の回答のとおり、処理の誤謬を防ぐために必要な機能であると考えます。 | 2.否（考えが異なる） | 機能として必要である場面もあるかと思うが、「実装すべき」機能とは感じられないため、「実装してもしなくてもよい」機能としてであれば載せても良いのではないか。 |
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 2.否（考えが異なる） | 区分所有家屋の敷地を共用土地として管理するならば、敷地権等の割合、建物番号等に加えて、その専有ごとの管理番号や所有者情報が必要ではないか。 |
| 1.1.1. | 土地登記情報管理 | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.1.1. | 土地登記情報管理 | 2.否（考えが異なる） | 登記情報と課税情報は別なので登記情報に「課税開始年」を管理する必要は無いと考える。 | 2.否（考えが異なる） | 異動履歴等の積み上げにより確認が可能であるため、項目としては不要と考えます。 |  | 課税開始年は特に必要と考えません。 | 4.その他 | 不要な項目だと思います。 | 2.否（考えが異なる） | 不要と考える。 |
| 1.1.2 | 土地登記情報管理 | 2.否（考えが異なる） | 固定資産税システム内に要約書を組み込む必要性は無い。 | 2.否（考えが異なる） | 賦課上必要な情報は1/1時点のものであり、最新時点の情報は登記済通知書の情報の積み上げにより管理している。要約書の管理は一切行っていないが、必要になった場合にはその都度取得している。要約書に特化した機能はあまり必要性が感じられない。 |  | ①土地家屋どちらの業務にも不要と考えます。<br>登記済通知電子データを取り込めば登記情報が更新されていくため、当初に要約書をわざわざ取り込む必要が無いと考えます。<br>また、規模の大きな自治体の場合、土地家屋全件の登記要約書電子データを法務局から提供してもらうのに数か月を要し、要約書データの時点もデータ出力を行った日となり、時点の統一が図れないことから不要と考えます。 | 4.その他 | 要約書の情報は使用していません。 | 2.否（考えが異なる） | 通常業務においては要約書データの取込を行うことはない。 |
| 1.1.6 | 分合筆処理 | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） | 履歴は不要。 |
| 1.2. | 土地（補充）課税台帳管理 | 2.否（考えが異なる） | シミュレーション実行時に結果をファイル出力（計算結果データはCSV、調定表等の帳票はPDF出力）することができるため、システムに保存（照会画面などで照会）する必要はない。<br>シミュレーン結果を資産の照会画面などに表示してしまうと、実際の計算結果と誤認してしまう可能性もあるため、システム上で見られるようにする必要は無い。 | 2.否（考えが異なる） | 一時的な情報であり、保存機能までは不要と考える。 |  | 当初賦課シミュレーションの目的は、賦課処理が適切に行われること、課税計算プログラムや軽減・特例に変更があった場合、変更後の課税計算プログラムや特例で正しく課税計算されていることを確認するためのものなので、シミュレーション結果を確認できる期間として数週間程度の結果の保存は必要ですが、長期間の保存は不要と考えます。 | 4.その他 | 納税者からの問い合わせ対応のため、必要な機能であると考えます。 | 2.否（考えが異なる） | その保存に関しては使用意図が不明であるため不要と考える。<br>課税台帳の情報だけではシミュレーションはできないと思うが、シミュレーション機能はあると便利かと考える。 |
| 1.2.- | 課税台帳作成 | 2.否（考えが異なる） | 修正予定では無く、修正中の管理をおこなった方が良い。 | 4.その他 | 機能としてあれば活用の見込みはあるが、他の機能や運用次第で代用も可能であることから、必ずしも必要とは言えない。 |  | 特に必要な機能とは考えません。 | 4.その他 | 運用上、納税者等が取得した証明書を確認した際に、台帳の記載事項に気が付いて更正を行う、というケースが考えられます。そして、このケースの多くは修正後の証明書を再度取得したい場合が多いことから、正式な更正処理が完了するまで修正前である旨の情報管理は必要であると考えます。 | 1.諾（大筋OK） | 実際に修正入力が行われ、決定日待ちの状態の台帳について必要と考える。（証明書等発行や課税台帳・名寄帳の閲覧の際に必要と考える。）<br>G市においては、「更正処理」の中で「異動処理の管理」が行えるよう意見を出している。 |
| 1.2.1 | 課税台帳作成 | 1.諾（大筋OK） | ・固定資産税及び都市計画税の小規模住宅用地地積、一般住宅用地地積、非住宅用地地積に対応する現年度課税標準額、本則課税標準額、前年度課税標準額、負担水準、負担調整率、減額区分（引き下げ、据え置き、20%、60%など） | 1.諾（大筋OK） | ・現年度課税標準額<br>・前年度課税標準額<br>・本則課税標準額<br>・小規模住宅用地地積、一般住宅用地地積、非住宅用地地積<br>・上記項目に対応する負担水準、負担調整率<br>・上記項目ごとの現年度、前年度、本則課税標準額 | 1.諾（大筋OK） | 前年度評価額、固定資産税及び都市計画税前年度課税標準額、固定資産税及び都市計画税本則課税標準額、固定資産税及び都市計画税前年度課税標準額、負担水準、負担調整率 | 4.その他 | 利用している項目：意見発出団体回答の①の内、「本則課税標準額」「前年度評価額」以外の項目<br>当市は他システムにて課税標準額の計算までを行っているため、固定資産税システムには上記2項目は連携していません。 | 1.諾（大筋OK） | G市では、課税台帳上、課税標準の特例額・比準（前年度）課税標準額・負担水準・負担区分（システム上の負担調整措置の分類）を表示している。帳票印字項目「１．土地（補充）課税台帳（閲覧用）」において、「比準（前年度）課税標準額」を印字することとしているため、項目追加は必要と考える。※帳票印字項目は機能要件に含まれていると認識。 |

| 項目番号 | 項目名 | H市 分類 | H市 詳細ご回答欄 | I市 分類 | I市 詳細ご回答欄 | J市 分類 | J市 詳細ご回答欄 | K市 分類 | K市 詳細ご回答欄 | 地方税共同機構 分類 | 地方税共同機構 詳細ご回答欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 1.諾（大筋OK） | 管理する必要はない。 | 1.諾（大筋OK） | 同物件に対して同日付の登記の管理というのは、少なからずありますので、順序等区別するためには、それができる何らかの情報があると望ましいと考えます（No.10及びNo.29に対しては同対応にすべきと考えます）。登記連携機能が実装されることが望ましいですが、機能の仕様案で登記連携機能までは実装されなくても、区別できる番号を保持できるように希望します。 | 1.諾（大筋OK） | 要件修正案の通りでよい登記情報のみあれば良く、登記済通知書のデータをシステム上管理する必要があるかは疑義がある | 1.諾（大筋OK） | 登記の時系列を把握する際に有効なため | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） | 地下のトンネル工事等のために設定されることが多いため、望ましいと考えます。 | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.1.1 | 基本情報管理 | 2.否（考えが異なる） | 利用していない。 | 1.諾（大筋OK） | 現行運用では、利用していません。 | 4.その他 | ① 国土調査（地積調査）の結果の地積・地目の情報を基に課税している<br>②「国土調査（地積調査）」関係の情報を元に職員も現地調査を行い、その評価を固定資産税システム上管理している<br>③ 国土調査（地積調査）実施年月日・地積・地目等の情報を管理している<br>④ 建設部国調登記担当から得たデータ資料及び法務局の登記情報を基に手入力している<br>⑤ 土地登記情報として管理し、現地調査に基づいて土地現況情報としても管理している | 4.その他 | 現行運用で利用していない。 | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 1.諾（大筋OK） | １件ずつ同じ所有者の移転処理を行うのは非効率のため必要。 | 1.諾（大筋OK） | 必要であると考えます。<br>所有者単位をキーとして所有物件を一括でまたは選択して所有権移転できる機能と推察され、当市の現行システムも使用している機能です。具体的に当市では住登外宛名に賦課していた物件を、住基宛名に付け替えする作業などで使用しています。提案団体の「職員業務量の低減」項目に記載のとおり、一定の効果があると考えます。 | 1.諾（大筋OK） | 登記済通知書電子データの一括取り込みによって、所有権移転処理が行えなかった筆や家屋の発生は想定されるため、利便性の観点から所有者を一括で変更できる機能は必要。要件修正案で承諾 | 1.諾（大筋OK） | 省力化・誤入力防止の観点から必要と考える。 | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） | 反映で良いと考えます。 | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.1.1. | 土地登記情報管理 |  |  | 2.否（考えが異なる） | 必要であると考えます。<br>提案団体の記載のとおり、紐づけが容易となります。また共有グループの場合に構成内容等（同じ構成員だが持分が違うなど）が同一のものであるかどうか判定するためにも番号があるのが望ましいです。 |  |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.1.1. | 土地登記情報管理 | 2.否（考えが異なる） | 不要。 | 4.その他 | 課税開始年については、課税保留をする際に有効であれば必要になると思います。<br>保留地については、回答できません。 | 3.保留 | 当市では課税開始年を管理していないため不要（履歴としてはある）であるが、必要な自治体もあると考えられるためオプション機能か | 1.諾（大筋OK） | 長期に渡る固定資産の管理上、課税台帳の保有年数に限界があり、課税開始年の管理が必要と考える。 | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.1.2 | 土地登記情報管理 | 2.否（考えが異なる） | 必要ない。 | 1.諾（大筋OK） | 今後の登記データ取込を踏まえた回答にしていただいて構いません。<br>現行、当市では紙の登記済通知書を受け取り、その情報のみを管理しています。<br>法務局の電子データを取り込むシステムの実現、そのために標準仕様書に機能要件として記載されることを希望しています。 | 3.保留 | 当市において現行では要約書データを使用していない。<br>全筆及び全建物分の登記情報を一旦データベースとして取り込んで以降は、異動処理分として法務局から取得し更新する以外では基本的に登記情報を必要としておらず、要約書データを必要とする方法をとっていないため、当市では判断しかねる | 1.諾（大筋OK） | ①土地・家屋両方で必要<br>②分合筆・合築・滅築の履歴確認が必要な場合がある。<br>③従来は固定資産税システム、令和２年度よりサブシステムで管理している。本来は、固定資産税システムで管理すべき内容と思われる。<br>④従来は手入力 | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.1.6 | 分合筆処理 | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） | 分筆されてから後の分で足りると考えます。 |  |  | 1.諾（大筋OK） |  | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.2. | 土地（補充）課税台帳管理 | 2.否（考えが異なる） | 保存する必要はない。 | 4.その他 | 検証環境等で本番環境と同様の処理が可能であれば、不要と考えます。<br>※検証環境については、要件外に分類したと記憶していますが合っていますでしょうか。 | 2.否（考えが異なる） | 当市ではシミュレーションは必要だが、結果保存は不要 | 1.諾（大筋OK） | 現行機能でも実装しており、納税者から問い合わせが多い項目でもあるため。 | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.2.- | 課税台帳作成 | 2.否（考えが異なる） |  | 4.その他 | 必要性は低いと考えます。<br>未名寄状態にするなどで、代替できる機能要件であると考えます。 | 1.諾（大筋OK） | 当市でも課税台帳を修正する前に他担当が更正決定や照明発行するのを防ぐため必要 | 1.諾（大筋OK） | 複数の職員が入力する際の誤入力防止機能として有効なため。 | 1.諾（大筋OK） |  |
| 1.2.1 | 課税台帳作成 |  | 基準年課標、前年度課標、本則課標、次年度課標 | 1.諾（大筋OK） | ・固定資産税及び都市計画税の小規模住宅用地地積、一般住宅用地地積、（個人・法人）非住宅用地地積とそれぞれの現年度評価額、下落率とそれに対応する前年度課税標準額、本則課税標準額、現年度課税標準額、負担水準及び負担調整率 |  |  | 1.諾（大筋OK） | 前年度課税標準額、比準課税標準額、法人個人別・住宅特例別・非住宅の負担水準 | 1.諾（大筋OK） |  |

| 項目番号 | 項目名 | 分類 集計結果：承諾 | 否認 | 保留 | その他 | 仕様反映 | 構成員事前確認結果後 事務局記載欄：事務局意見 | 要件修正 | WT対象 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 6 | 1 | 1 | 2 | ①反映する<br>②要検討 | ①要件修正案について<br>特段反対のご意見がなかったため、反映することといたします。<br>また、C市からのご意見を踏まえ、「紐付けできない等の理由で自動反映できない場合は手動で反映できること。」を追記いたします。<br>なお、A市から標準化検討対象外とのご意見がありましたが、登記済通知の取込みについては対象となります。<br>②登記済通知書電子データについて<br>自動取込みの機能が実現した場合に、取込み元となった登記済通知書電子データのデータ自体を保持する必要はないか確認いたします。（紙媒体の資料が無くなった場合を想定）<br>No.29の回答を確認しますと、「受付番号」は必要とのご意見をいただいており、そのことから推察すると、登記済通知電子データ自体は不要ですが、履歴の管理のために「受付番号」を必要とするという理解で問題ないか確認させてください。 |  | ● |
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 9 | 1 |  |  | 要検討 | 区分所有に限らず、土地の登記情報として地上権設定の有無が必要かどうかを検討しているものです。G市以外の団体からは必要とのご意見をいただいておりますので反映する方向で検討いたしますが、問題がないかG市に確認いたします。 | 1.1.1.の土地登記情報として以下の項目を追加する。<br>「地上権設定の有無」 | ● |
| 1.1.1 | 基本情報管理 | 2 | 1 |  | 6 | 要検討 | システム上管理している団体はA市とJ市の２団体のみですが、実務上使用している団体もあり、かつ、本情報は登記情報というよりは現況情報であるため、1.2.1において、「実装してもしなくても良い機能」として要件化する方向で検討いたします。<br>（A市及びJ市）<br>管理項目としては下記のとおりでよいか確認いたします。<br>・国土調査実施年月日<br>・国土調査地積<br>・国土調査地目 |  | ● |
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 7 | 1 |  | 1 | 反映する | G市から「実装してもしなくても良い機能」として要件化してはどうかとのご意見をいただいておりますが、その他の団体からは必要とのご意見をいただいておりますので「実装すべき機能」として要件化する方向で検討いたしますが、G市に問題がないか確認いたします。 | 1.1./1.2.に以下の機能を実装すべき機能として追加する。<br>・「複数の土地を選択し、一括で所有者を変更できること。」<br>2.1./2.2.に以下の機能を実装すべき機能として追加する。<br>・「複数の家屋を選択し、一括で所有者を変更できること。」 | ● |
| 1.1.1 | 土地登記情報管理 | 9 | 1 |  |  | 反映する | G市以外の団体から了承いただきましたので反映いたします。<br>なお、G市から「専有ごとの管理番号や所有者情報が必要ではないか」とのご意見をいただいておりますが、これらの項目は既に管理されている項目であると考えておりますが、問題がないかG市に確認いたします。 | 1.1.1.の土地登記情報として以下の項目を追加する。<br>「・敷地権等の割合<br>・敷地権割合に相当する区分家屋の建物番号または家屋番号」 | ● |
| 1.1.1. | 土地登記情報管理 | 7 | 1 |  |  | 反映しない | 概ね了承いただきましたので、反映いたしません。<br>各土地の課税台帳は、土地登記情報マスタ上の土地登記情報を参照する想定です。また、各土地の課税台帳上で納税義務者情報（納税義務者番号含む）を管理するため、土地登記情報マスタ上で納税義務者番号を管理する必要はないと考えます。<br>登記済通知に納税義務者番号があるわけではないため、納税義務者番号があれば紐付けが容易になるとは考えられません。 |  | ● |
| 1.1.1. | 土地登記情報管理 | 2 | 4 | 1 | 2 | 反映しない | I市及びK市以外からは不要とのご意見をいただいておりますので、反映しない方針です。<br>（K市）<br>「課税台帳の保有年数に限界があり～」とご意見をいただいておりますが、課税開始年を管理してどのような用途に使う想定か確認させてください。<br>（I市）<br>「課税保留をする際に有効であれば」とご意見をいただいておりますが、課税保留をする際のものではありませんので不要と扱わせていただきます。 |  | ● |
| 1.1.2 | 土地登記情報管理 | 3 | 4 | 1 | 1 | 反映しない | K市以外の団体からは不要とのご意見をいただいておりますので反映しない方針です。<br>（K市）<br>「土地・家屋両方で必要」とご意見をいただいておりますが、具体的にどのような用途を想定されているか確認させてください。 |  | ● |
| 1.1.6 | 分合筆処理 | 9 |  |  |  | 反映する | APPLICから具体的な処理の流れを記載しない方がよいというご意見をいただいており、分合筆処理の流れの記載は落とす方針といたします。 | 1.1.6.の＜文筆処理＞と＜合筆処理＞の記載を削除いたします。 | ● |
| 1.2. | 土地（補充）課税台帳管理 | 2 | 5 |  | 2 | 反映しない | シミュレーション結果の保存機能は不要とのご意見が多数であったため、反映いたしません。<br>（F市及びK市）<br>当初賦課処理時のシミュレーション結果全体を保存するという理解でよいか確認させてください。<br>地目変換等の場合のシミュレーション機能を念頭におかれているのであれば、No.3257で検討いたします。 |  | ● |
| 1.2.- | 課税台帳作成 | 4 | 2 |  | 3 | 反映する | ご意見が分かれているため、「実装してもしなくても良い機能」として要件化いたします。 | 1.2.1及び2.2.1の「実装してもしなくても良い機能」として「修正予定フラグ」を追加いたします。<br>※償却資産についても、土地・家屋と同様に3.1.1に「実装してもしなくても良い機能」として「修正予定フラグ」を追加いたします。 | ● |
| 1.2.1 | 課税台帳作成 | 7 |  |  | 1 | 要検討 | 「資料２_負担調整措置データ項目.xlsx」を基に検討いたします。 |  | ● |

| 項目番号 | 業務 | 項目名 | 修正の種類（追加・削 | 修正前 | 修正後 | 修正の根拠 | | | | | 分類用フラグ | | 事前確認前整理 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 住民サービスの向上 | 職員業務量の低減 | 自治体方針の実現 | その他 | 類似意見No. | 同趣旨要件数 | 対応方針 | 事前確認対象 | 要件修正案 | 確認項目 |
| 1.2.1 | 土地 | 課税台帳作成 | 追加 | | 納税義務者情報に現に所有する者（現所有者）、相続人代表者の情報を紐づけ | | | | 本年3月頃に改正された地方税法第343条第5項において現所有者に関する取扱いが拡充されたことから、納税義務者情報と現に所有する者（現所有者）、相続代表人を紐づけることで、滞納となった場合における処分までをスムーズに処理するため。 | | 307 | 29 | 要検討 | A | | 土地・家屋・償却資産の課税台帳上で管理する情報の中に「納税義務者区分（登記上の権利者、現所有者、使用者、その他（P））を追加する必要性を確認させてください。必要な場合はその理由もご教示ください（その他の区分が必要な場合は、利用例も併せてご教示ください。）。 |
| 1.2.1 | 土地 | 課税台帳作成 | 追加 | | 特定共用土地についての記載 | 総務省令に明記されている部分が考慮されているか不明確なため | | | | | | | 要検討 | A | | 現行運用において、特定共用土地における所有者の登録を行う場合に、登記情報から連携して反映（登録）しているか確認させてください。反映している場合は、標準システムにも実装したほうがよいかご教示ください。<br><br>＜参考＞<br>現在の標準仕様書上、特定共用土地については、4.2.1の＜共有情報＞において「当該共有者グループが所有する資産ごとの書く共有者の持分割合（登記持分、現況持分）」を管理することとしており、その「現況持分」に登録する運用を想定しております。 |
| 1.2.1 | 土地 | 課税台帳作成 | 追加 | | 一画地の地積を表示させること。<br>1.2.16により紐づけされた一画地を形成する筆または画地上のすべての家屋を表示し、家屋課税台帳へと遷移できること。 | | 納税者からの問い合わせ等に迅速、的確に対応することが可能。 | | | | | | 要検討 | A | | 土地課税台帳上で一画地の地積を管理する必要性について確認させてください。必要な場合その理由をご教示ください。 |
| 1.2.1./2.2.1. | 土地<br>家屋 | 課税台帳作成 | 追加 | | 過年度も含めて課税標準額のシミュレーション（試算）機能を有すること | | 住民からの指摘などで地積などを遡及して更正しなければならない時など相談に対応するため | | | | 442 | 2 | 要検討 | A | | 過年度も含めて課税標準額の試算機能が必要か確認させてください。 |
| *1.2.14* | 土地 | 仮換地等の設定 | 追加 | | 換地処分の際に仮換地から換地先へ課税情報等を一括で異動させることができること。 | | | 換地処分の際に、仮換地と換地を紐づける入力業務が膨大であることから、作業効率化するため、一括で処理できる機能の導入が求められる。 | | | 661 | 2 | 要検討 | A | | 換地処分以降の処理について、現行運用を確認させてください。<br>※課税台帳の移行方法（仮換地の課税台帳とは別に作成しているか等） |
| 1.2.18. | 土地 | 固定資産税にかかる課税標準額算出 | 追加 | なし | 【実装してもしなくてもよい】<br>今年度課税標準額の強制入力ができること | | | | | 極小地積の一般農地や一般山林などは評価額が非常に小さいため、システム上で負担調整措置を計算しても上昇幅が１円未満で切り捨てされてしまい、いつまで経っても課税標準額＝評価額とならない。よって、今年度課税標準額に本則課標を強制入力して対応しているため。 | 780 | 4 | 要検討 | B | | 土地・家屋の課税台帳上の以下の項目について、強制修正機能の必要性について確認させてください。必要な場合はその理由をご教示ください。<br>・評価額<br>・課税標準額 |
| 1.2.18. | 土地 | 固定資産税にかかる課税標準額算出 | 追加 | 土地評価情報等に基づき、固定資産税の課税標準額の算出ができること。<br>みなし方式だけでなく、類似土地負担水準方式と自治体平均負担水準方式で課税標準額の算出ができること。<br>負担調整措置が適用される場合には、本則課税標準額と負担調整後の課税標準額の算出ができること。<br><br>※固定資産税システム内に課税標準額の算出機能を実装することを想定しているが、土地評価システム側で同等機能を実装することも可とする。 | 土地評価情報等に基づき、固定資産税の課税標準額の算出ができること。<br>みなし方式だけでなく、類似土地負担水準方式と自治体平均負担水準方式で課税標準額の算出ができること。<br>負担調整措置が適用される場合には、本則課税標準額と負担調整後の課税標準額の算出ができること。<br>ゴルフ場及び鉄軌道用地については、宅地比準土地の負担調整とその他の土地の負担調整を選択することが可能であること。<br>※固定資産税システム内に課税標準額の算出機能を実装することを想定しているが、土地評価システム側で同等機能を実装することも可とする。 | 地方税法附則17条1項4号 | | | | | | | 要検討 | B | 1.2.10.の土地現況情報に以下の項目を追加する。<br>「・宅地比準土地であるかの別」 | 要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。 |
| 2.2.1. | 家屋 | 課税台帳作成 | 追加 | なし | ・適用する固定資産税の課税免除類型 | | | | 本市条例にて課税免除を定めているため。 | | 1733 | 4 | 要検討 | A | | 土地・家屋・償却資産における課税免除について、"特例・非課税の類型"、"不均一課税の類型"、"減免の類型"と同様に、"課税免除の類型"として管理する必要があるか確認させてください。必要な場合はその理由もご教示ください。 |
| 2.2.1. | 家屋 | 課税台帳作成 | 追加 | なし | ・家屋調査年月日 | | 納税者対応時に説明の文脈上回答できた方が望ましい時のため | | | | 1734 | 3 | 要検討 | A | | 土地、家屋において、現況調査年月日を管理しているか確認させてください。<br>管理している場合は以下についてご教示ください。<br>-管理項目又はメモのどちらで管理しているか<br>-現況調査年月日を評価額算出以降も利用しているか。<br>-利用している場合は、その利用場面の例 |
| 2.2.12. | 家屋 | 家屋現況情報管理 | 追加 | | 実装すべき機能に「一部滅失年」を追加 | 地方税法第418条により、市町村長は概要調書を作成し、道府県知事に送付しなければならない。そのため、固定資産概要調書第39表行番号020, 040, 080の数値を確定させる必要がある。 | | | | | 1796 | 6 | 反映 | A | ・2.2.12.の以下の項目を修正する。<br>修正前：「滅失区分」<br>修正後：「滅失区分（全部滅失、一部滅失）」<br><br>・2.2.12.の以下の項目を削除する。（滅失区分と内容が重複しているため）<br>・「現況滅失区分」 | ・要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。<br><br>・以下の区分について、その区分に含まれているものをすべてご教示ください。（要件化に際して、区分の中に具体的にどういうものがあるのか列挙する方針です。）<br>①建築区分<br>②主たる用途区分<br>③屋根種類区分<br>④貸家区分 |
| 3.1.1 | 共通<br>償却 | 償却資産課税台帳管理 | 追加 | | 概要調書への流用可能な特例分類の追加 | | | 毎年提出する概要調書内の内訳に併せた、根拠法令別に特例内訳を振分けできるような入力項目の追加<br>根拠法令やわがまち特例等、特例コード毎に概要調書に対応したデータ振分可能な項目があれば、追加分、変更分のみの変更・確認作業でよい。担当者の作業、特に異動後新担当の特例の学習時間が減少が見込めるため。 1人の作業が約５時間減少見込み。 | | | 2251 | 6 | 要検討 | B | | ・概要調書作成における特例額の集計方法について、電算申告等種類別明細書を登録しない場合は、事業者から「特例適用に関する帳票」等を受領していると考えますが、受領後に以下のどの運用としているか確認させてください。③の場合は、運用方法をご教示ください。<br>① 固定資産税システムに、特例等が適用される分のみの資産を一品ごとに登録し、概要調書作成時には集計の対象となる。（課税には反映されないものとする。）<br>② 概要調書作成時に、職員が「特例適用に関する帳票」等を基に集計している。<br>③ その他<br><br>・また、標準仕様上、①～③のうちどの運用が望ましいと考えるか、理由も併せてご教示ください。 |

| 項目番号 | A市 | | C市 | | E市 | | F市 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 分類 | 詳細ご回答欄 | 分類 | 詳細ご回答欄 | 分類 | 詳細ご回答欄 | 分類 | 詳細ご回答欄 |
| 1.2.1 | 2.否（考えが異なる） | メモ等で充足できる。 | 2.否（考えが異なる） | 物件ごとの課税台帳上で現に所有する者等の情報を管理する必要はないかと考えます。<br>なお、所有者不明土地の利用状況によっては、所有している一部の土地について、使用者を登録することになるのでしょうか。 | | 使用者課税の制度ができたため、現所有課税と区分できる情報があればわかりやすくなるため、あれば便利な機能と考えます。 | 4.その他 | 登記簿上の所有者と異なる人物への課税が必要になるケースが今後も考えられるため、台帳に登録した名義人の扱いを管理する必要があると考えます。 |
| 1.2.1 | 1.諾（大筋OK） | 現行運用では登記情報から連携して反映しないが、標準システムには実装した方がよいと考えている。 | 1.諾（大筋OK） | 現行運用では登記情報（家屋情報）と連携していない。 | 3.保留 | 特定共用土地がないため分かりかねます。 | 4.その他 | 登記情報から連携して反映させていません。税通を確認し、職員が入力しています。 |
| 1.2.1 | 1.諾（大筋OK） | 住宅用地の内訳の妥当性を確認するため、一画地の地積はシステムで照会できることは必要。 | 1.諾（大筋OK） | 本市の現行システムにおいても、課税台帳画面から同画地一覧という機能に遷移して、意見発出団体が挙げた項目を確認することができる。住宅用地特例などの適用にあたっては、画地全体地積も重要な要素の一つであることから、管理する理由はあるかと思います。 | | 意見発出団体の意見通り、納税者対応があった際、画地を組む筆が一覧で表示されたほうが迅速に対応できるため、画地を構成する筆が一覧で確認できる機能は必要であり、その中の情報の１つとして地積に係る情報があればよいと考えます。 | 4.その他 | 納税者からの問い合わせ対応のため、必要であると考えます。 |
| 1.2.1./2.2.1. | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | 意見発出団体と同様、過年度まで遡及する更正の際に試算を行う場合があります。手計算により課税標準額等を算出することは可能ですが、負担調整措置により計算が複雑になる場合もあるので、システムによる試算ができた方が効率的と考えます。 | 1.諾（大筋OK） | あれば便利な機能と考えます。 | 4.その他 | 計算方法によって実装の有無を決めたいと思います。<br>（遡及して更正する際に家屋の場合は評価割をどのように反映するか等） |
| *1.2.14* | 4.その他 | 仮換地と換地は同一の課税台帳となるため、一括異動等は不要。 | 1.諾（大筋OK） | 仮換地または保留地の課税台帳をそのまま引き継がせるため、換地処分時には既存の課税台帳の書き換え作業（町名や地番、地積など）を行っている。<br>（職員の手作業による部分が多い） | | 仮換地課税台帳を利用し、仮換地地番を換地先地番に修正して移行しています。 | 4.その他 | 現行のシステムにおいては、仮換地の課税台帳を抹消せず、換地処分後の台帳データに切り替えて使用しています。 |
| 1.2.18. | 4.その他 | 評価額については、路線、その他評価で算出したものを、直接修正する機能が必要（隣町との境など）だが、標準化の範囲外なので記載不要と考える。<br><br>課税標準額については、税法上の計算を行った結果であれば、修正の必要は無いと考える。 | 1.諾（大筋OK） | 基本的には評価額や課税標準額の強制入力を行うことは想定していないが、コロナ軽減措置では共有持ち分割合と、事業割合を含めて課税標準額を算出するため、複雑な計算となるケースがあった。手入力ができる方法があると処理を進めやすくなる場合もある。 | | いずれも不要と考えます。 | 4.その他 | 当市では他システムにて課税標準額を算出しており、固定資産税システムとの情報連携は年に1度（当初名寄処理）のみ行っています。そのため、評価額等の更正が発生した際、他システムでの計算結果を固定資産税システムに手入力する必要がありますが、その際に全ての年度の評価額・課税標準額を入力するのは作業効率の面からみても入力誤謬の面からみてもよい手段ではないため、「現年度評価額」「前年度課税標準額」の2項目を強制入力することで台帳の修正を行っています。システム標準化後も同様の状況になる可能性があるため、強制修正機能は必要であると考えます。 |
| 1.2.18. | 1.諾（大筋OK） | | 4.その他 | 本市の場合は、登録した現況地目コードにより負担調整措置の別を判別しているため、土地現況情報に宅地比準土地であるかどうかの情報を持たせることに違和感があるが、他の自治体の状況は分からないため必要性の判断はし難い。 | 2.否（考えが異なる） | | 4.その他 | 修正案については相違ありません。 |
| 2.2.1. | 2.否（考えが異なる） | 標準機能は地方税法に従った、全国一律で利用する機能となるため、条例を根拠した管理は不要。<br>条例による特例、減免、不均一課税を認めると課税計算自体が、条例毎に対応する必要が発生する。 | 4.その他 | 本市では「課税免除」という制度を定めていないため、類型として区分する必要性は感じられないが、他の自治体の状況が分からないため、明確な回答はし難い。 | 1.諾（大筋OK） | 年度当初など、一時的ではあるが課税保留の運用を適用しているため | 4.その他 | 今後、本市においても「課税免除」を行う可能性が考えられるため、必要と考えます。 |
| 2.2.1. | 2.否（考えが異なる） | メモ機能で管理可能。 | 4.その他 | メモにて経緯を入力している。（家屋調査の日は評価計算書や図面上・加奥評価システムに記載）<br>後日の問い合わせのため | 4.その他 | 特に利用していない。 | 4.その他 | 管理項目にて管理しています。新築時に評価を行ったのか、新築後時間が経ってから初めて把握し比準評価を行ったのか等の参考にし、市民対応にも活用しています。 |
| 2.2.12. | 1.諾（大筋OK） | ・要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。<br>⇒良い。<br><br>・以下の区分について、その区分に含まれているものをすべてご教示ください。（要件化に際して、区分の中に具体的にどういうものがあるのか列挙する方針です。）<br>①建築区分 ⇒ 管理していない<br>②主たる用途区分 ⇒ 併用住宅等に関して主たる用途として集計するか、<br><br>主たる用途以外として集計するかの管理区分として利用。<br>③屋根種類区分 ⇒ 屋根を体系的にコード管理。屋根コードは3種類登録<br><br>でき、組み合わせにより管理している。<br>④貸家区分 ⇒ 管理していない | 1.諾（大筋OK） | ①現行システムでは管理していない<br><br>②経年用途（経年減点補正率の判定のための用途）<br><br>③屋根材<br><br>④現行システムでは管理していない | 1.諾（大筋OK） | ①建築区分：不明<br>②主たる用途区分：主たる建物、主たる建物以外<br>③屋根種類区分：多数種類があるため、E市仕様書による<br>④貸家区分：貸家該当、貸家非該当 | 1.諾（大筋OK） | |
| 3.1.1 | 1.諾（大筋OK） | 現在は以下の運用となっている（システムにより運用が異なると推定される）。なお、合計申告の場合も、特例対象分と分けて登録することで資産毎の登録が可能となっている。<br><br>① 固定資産税システムに、特例等が適用される分のみの資産を一品ごとに登録し、概要調書作成時には集計の対象となる。（課税には反映されないものとする。） | 3.保留 | 確認項目記載の内容がよくわからないため保留とさせていただきます。 | 4.その他 | ①の方法で運用しています。この方法で特に支障はありません。 | 1.諾（大筋OK） | 当市では、①の方法で運用しています。また、システム内での入力によって、集計・把握が容易と考えられるため、運用上も①が望ましいと考えます。 |

| 項目番号 | G市 | | H市 | | I市 | | J市 | | K市 | | 地方税共同機構 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 分類 | 詳細ご回答欄 | 分類 | 詳細ご回答欄 | 分類 | 詳細ご回答欄 | 分類 | 詳細ご回答欄 | 分類 | 詳細ご回答欄 | 分類 | 詳細ご回答欄 |
| 1.2.1 | 1.諾（大筋OK） | 「みなす所有者」である場合、そのことがわかる項目が必要と考える。<br>帳票印字項目「１．土地（補充）課税台帳（閲覧用）」の「現に所有しているもの」について「住所・氏名・登録年月日」について必要ではないか。※帳票印字項目は機能要件に含まれていると認識。 | 1.諾（大筋OK） | あればよい。 | 4.その他 | 使用者］までは必要であると考えます。<br>現行システムでは、現に所有する者（現所有者）に課税する場合、賦課替えした後メモ機能で経緯等の記録を残す運用を行っています。そのため現所有者課税を行っているのか一見して判断できず、メモも見落としてしまう可能性があります。スムーズな問合せ対応のためにも、区分けする必要があると考えます。 | 3.保留 | 当市では管理していないため不要だが、必要である自治体も考えられるためオプション機能か | 1.諾（大筋OK） | 登記上の権利者、現所有者の区分は必要。相続人代表は、税目共通の宛名システムで管理すべき事項と考える。 | 1.諾（大筋OK） | |
| 1.2.1 | 2.否（考えが異なる） | 特定共用土地であるかどうかは登記情報だけでは未確定であることから直接連携はしていない。G市では課税台帳の付帯情報として共用土地専有者（共有者）情報を保持している。都としてこの部分に関して意見提出済。＜参考＞に記載の情報での保持でも良いか。 | | | 4.その他 | 連携未実施のため、未回答とします。 | 3.保留 | 当市では連携して反映していないため不明 | 1.諾（大筋OK） | 直接反映していません。 | 1.諾（大筋OK） | |
| 1.2.1 | 2.否（考えが異なる） | 課税台帳はあくまで登記簿に基づいて作成されるため、土地現況情報に一画地の地積が管理できればよいと考える。 | 1.諾（大筋OK） | 課税地積を確認するため。 | 1.諾（大筋OK） | 画地の地積に占める一定の面積の割合等に応じて適用する「所要の補正」があるので、必要なものと考えます。 | 2.否（考えが異なる） | 当市では管理していないため不要だが、必要である自治体も考えられるためオプション機能か | 1.諾（大筋OK） | 土地評価台帳で画地地積情報が現行表示されているが、課税台帳上にも表示されることで、納税者対応が向上される。 | 1.諾（大筋OK） | |
| 1.2.1./2.2.1. | 1.諾（大筋OK） | 過年度の修正入力において必要と考える。 | 1.諾（大筋OK） | | 4.その他 | 必要であると考えます（ただし検証環境等で、計算出来ればOK。）。<br>納税者説明や確認のためなど、試算を行わなければいけないケースが多くあります。 | 2.否（考えが異なる） | あれば便利であるが、オプション機能か | 1.諾（大筋OK） | 過年度からの遡及の試算で必要。 | 1.諾（大筋OK） | |
| *1.2.14* | 4.その他 | G市おいては、換地後の課税台帳は仮換地のそれとは別に作成している。また、換地後の所在と仮換地は紐付けを行っている。 | | | 4.その他 | 当市では、現行、区画整理事業がなく、回答できません。 | 1.諾（大筋OK） | 現行では換地処分が発生していないため運用していないが、一括異動は必要と思われる | 1.諾（大筋OK） | 仮換地台帳から換地処分後の台帳に一括返還可能であれば、中間的台帳は不要。 | 1.諾（大筋OK） | |
| 1.2.18. | 1.諾（大筋OK） | 「実装してもしなくてもよい」機能であるなら良い。 | | | 1.諾（大筋OK） | 家屋の評価額について、課税面積を修正した時、強制的に入力しています。またシステム移行時などに発生した不測の事態に備え、税額を同額とするために何らかの強制入力機能は保持していることが望ましいと考えます。 | | | 1.諾（大筋OK） | システム対応するには対象が少ない物件の税制改正対応に利用する可能性がある。 | 1.諾（大筋OK） | |
| 1.2.18. | 1.諾（大筋OK） | G市では現行、宅地・農地を除く宅地比準土地以外の土地は存在しない。 | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | 要件修正案のとおりとしてよいと考えます。 | | | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | |
| 2.2.1. | 2.否（考えが異なる） | 各市町村の条例に基づき適用を行っているものについては、柔軟に入力できる必要があると考える。そのため、「実装しなくてもよい」であればよいと考える。<br>都としては、「法第381条等により課税台帳登録事項が列挙されているが、この中に減免や不均一課税についての項目はない。このことから、これらの項目は課税台帳ではなく現況情報に保有すべきと考える。」と意見提出済。課税免除についても同意見。 | 2.否（考えが異なる） | 現行未実装、特に必要ない。 | | No.393での回答と同様です。<br><br>＜No.393より＞<br>必要であると考えます。<br>具体的なケースは想定できませんがが、納税義務者単位ではなく、物件毎の管理のほうが汎用性が高く様々なケースに対応できると考えます。 | 4.その他 | 不要 | 1.諾（大筋OK） | 家屋に関しては、未完成家屋、賦課関連で課税除外というコードを持っています。新築で完成していないもの時の経過により、後発的に家屋でなくなったもの等、賦課関連では、義務者不明のもの等 | 1.諾（大筋OK） | |
| 2.2.1. | 4.その他 | 現況情報に調査年月日を管理している。<br>-管理項目として保持<br>-評価額算出以降もいつ時点の調査における情報であるかの参照用に使用<br>-上記説明 | 1.諾（大筋OK） | 管理項目で管理、担当が納税義務者に説明する際に参考で利用。 | 4.その他 | 現行運用では、現況調査年月日情報は、システム上ではなく外部で管理しています。 | 4.その他 | 管理項目において管理している。 | 4.その他 | 調査日については評価計算システム以外に管理していない。 | 1.諾（大筋OK） | |
| 2.2.12. | 1.諾（大筋OK） | 家屋の現況異動としては一部滅失は無いと困りますが、G市で言う物件明細の現況欄の登録事由の話だと思いますので、共通項目にお任せします。（前）<br>各名称におけるG市での取り扱いが意図にそっているかは不明であるが概ね以下のとおりである。<br>①建築区分：新築、増築、改築、取毀、焼失 等（70項目程度）<br>②主たる用途区分：居宅、共住、寄宿、併住 等（100項目程度）<br>③屋根種類区分：陸屋根、瓦葺、スレート葺、スレート瓦葺 その他 等（30項目程度）<br>④貸家区分：特段、貸家区分は備えていない | 1.諾（大筋OK） | ①建築区分 （新築、増築、改築、滅失）<br>②主たる用途区分 （居宅、炊事場、共同住宅、寄宿舎、独身寮、アパート、旅館、料亭、待合、ホテル、事務所、休憩室、守衛所、警備室、詰所、研究室、試験室、更衣室、教室、集会所、銀行、店舗、百貨店、給油所、食堂、劇場、映画館、遊技場、娯楽場、病院、診療所、浴場、体育館、工場、変電室、発電室、電気室、機会室、停車場、温室、倉庫、冷蔵庫、市場、物置、納屋、作業場、便所、車庫、自転車置場、上屋、庇、燃料庫、鶏舎、畜舎、乾燥室、土蔵、作業場（農業用）、倉庫（農業用）、集出荷場、堆肥舎、蚕室、駐車場、園舎、浴室、廊下、郵便局、駅舎、神社、寺院、福祉施設、住宅用附属建物、農業用附属建物、事業用附属建物、その他<br>③屋根種類区分 （瓦 | 1.諾（大筋OK） | ・修正案のとおりでよいです。<br>①建築区分・・該当する名称がありません。<br><br>・②主たる用途区分・・居宅（普通）、居宅（農家用）、居宅（普農）、併用住宅、寄宿舎、共同住宅、共同住宅（長屋）、店舗、事務所、銀行、旅館、旅館（団体）、旅館（簡易） ホテル、病院、診療所、料亭、待合、百貨店、映画館、娯楽場、工場（一般）、工場（農用）、工場（冷蔵用）、倉庫（一般）、倉庫（農用）、倉庫（冷蔵用）、附属建物（一般）、附属建物（農用）、附属建物（その他）、簡易附属建物（一般）、簡易附属建物（農用） 簡易附属建物（その他）、車庫、土蔵（一般）、土蔵（農用）、市場、変電所、公衆浴場、福祉施設、保健施設、その他 | 1.諾（大筋OK） | ①新築・増築・改築<br>②専用住宅、農家住宅、アパート、寄宿舎、併用住宅、旅館、ホテル、事務所、店舗、百貨店、銀行、劇場、映画館、娯楽場、料亭、浴場、病院、工場（農業用・事業用）、倉庫（農業用・事業用）、市場、発電所、冷蔵倉庫<br>③瓦、鋼板、スレート、ソーラー、陸、鉄板、ルーフィング、板、草、アルミニウム、その他<br>④なし | 4.その他 | 書ききれないので、別紙システムコード表を送ります | 1.諾（大筋OK） | |
| 3.1.1 | 4.その他 | ③その他<br>G市においては電算申告における特例情報を登録する画面があります。具体的には資産種別に特例の種類毎（特例割合が異なる場合は別とする）に特例コード・取得価額・特例差額・特例適用後の課税標準額登録している。<br>なお、特例適用に係る帳票は事業者から収受することもありますが、制度が複雑で納税者が計算まで行えることは少なく、職員がExcelのツールにより計算した結果を入力するケースが多いです。<br><br>①と③の併用が望ましいと思います。<br>①は件数が多い場合に作業量が多くなるため③との併用を望みます。 | 1.諾（大筋OK） | ①の方式であれば、次年度に一品情報が引き継がれるため、トータルでの作業量を減らすことが出来る。 | 4.その他 | ①+②（集計値の確認や訂正のため）で運用しており、①が望ましいと考えます。<br><br>（補足）現行では、明細書を登録せず、申告者が計算した評価額・課税標準額の合計を登録する場合（サマリー登録）で、特例の対象資産がある場合、当該特例のコード（条文・割合別）及び当該特例により控除される課税標準額を入力しています。しかし、概要調書作成時には自動で集計される対象となっていないことから、①のように、自動集計可能な仕様が望ましいと考えます。 | | 当市は③：申告書の受付後に申告書の内容と特例適用申請書を審査し、特例対象課税標準額を計算して課税標準額の計算書を作成してからシステムに入力します。それに基づいて概要調書を作成します。今後は①による方法を検討しています。<br><br>機能要件3.1.1及び5.1.1に記載のある特例管理について、特例コードごとに集計した課税標準額を概要調書の様式にあわせて集計できる機能の実装が必要です。 | 4.その他 | ・①ただし、一品ではなく特例資産対象資産とそれ以外に分けて、資産の種類ごとに登録する場合もあります(異なる特例の場合は、分けて登録します)。<br>※①（課税には反映～）の部分は意味がわかりませんでした。<br>当市のシステムでは増減・電算に関わらず資産明細(電算の場合は一品ではなく資産の種類ごとの登録のみ)が登録されており、それらの合計により種類ごとの課税標準額となって税額が計算されていますが、電算の場合は資産明細の登録はないということでしょうか。<br><br>・②については手間がかかることや日々の確認や問い合わせ対応等において台帳上で把握できないことからも①の運用が望ましいと考えます。 | 1.諾（大筋OK） | |

| 項目番号 | 構成員事前確認結果後 事務局記載欄 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 分類 集計結果 承諾 | 否認 | 保留 | その他 | 仕様反映 | 事務局意見 | 要件修正 | WT対象 |
| 1.2.1 | 4 | 2 | 1 | 2 | 要検討 | No.67に記載していた「みなし所有者フラグ」を要件化した上でその者が「現所有者なのか現使用者なのか等についてはメモで管理する方法か、本項目のとおりに区分を管理すべきか改めて確認させてください。 | | ● |
| 1.2.1 | 4 | 1 | 2 | 2 | 要検討 | ある土地が共用土地なのか特定共用土地なのかを管理されているか確認させてください。<br>管理されている場合は、フラグ管理かメモ管理かを確認させてください。 | | ● |
| 1.2.1 | 6 | 2 | | 1 | 要検討 | 必要とする団体が複数ありますが、事務局で再検討した結果紐付けられた画地の情報から地積の合計が計算され画面表示されれば足りるものではないかと考えており、管理項目として必要か改めて確認させてください。<br>なお、管理項目としては必要で無い場合は画面要件として標準化検討対象外となります。 | | ● |
| 1.2.1./2.2.1. | 7 | 1 | | 2 | 反映する | 必要とする団体が多数のため、要件化する方向で検討いたします。<br><br>（F市）<br>ご意見の内容について詳細を確認させてください。 | 1.2./2.2.に以下の要件を実装すべき機能として追加する。<br>・現年度及び過年度の固定資産税に係る課税標準額の試算ができること。<br><br>1.2./2.2.に以下の要件を実装してもしなくても良い機能として追加する。<br>・現年度及び過年度の都市計画税に係る課税標準額の試算ができること。 | ● |
| *1.2.14* | 4 | | | 4 | 反映する | G市とK市から必要とのご意見をいただいており、同様の運用をしている市町村があることも想定されることから、「実装してもしなくても良い機能」として右欄のとおり反映いたします。 | 1.2.15の下に「換地処分」として以下の機能を追加いたします。<br>・仮換地の課税台帳を基に換地後の課税台帳を作成できること。 | ● |
| 1.2.18. | 5 | | | 2 | 要検討 | 本意見の理由には「極小地積の一般農地や一般山林などは評価額が非常に小さいため、システム上で負担調整措置を計算しても上昇幅が１円未満で切り捨てされてしまい、いつまで経っても課税標準額＝評価額とならない。よって、今年度課税標準額に本則課標を強制入力して対応しているため。」と記載されており、この様な場合に強制修正により対応されているか別の方法により対応されているか確認させてください。 | | ● |
| 1.2.18. | 6 | 1 | | 2 | 反映する | 概ね了承いただきましたので、反映いたします。<br><br>（E市）<br>要件修正案に対して、否認としている、理由についてご教示ください。 | 1.2.10.の土地現況情報に以下の項目を追加する。<br>「・宅地比準土地であるかの別」 | ● |
| 2.2.1. | 3 | 3 | | 3 | 反映しない | ご意見の内容を確認した結果、必要とのご意見は見受けられないため反映しないことといたします。<br>なお、非課税類型に課税免除の類型を作成することで対応も可能であると考えます。 | | ● |
| 2.2.1. | 2 | 1 | | 7 | 反映する | ご意見が分かれているため、現況調査年月日を「実装してもしなくても良い機能」として要件化いたします。<br>※土地でも同様の管理項目を追加いたします。 | | ● |
| 2.2.12. | 9 | | | 1 | 滅失区分反映する<br><br>その他区分保留 | 反対のご意見がなかったため、滅失区分については反映いたします。<br><br>なお、情報提供いただいた建築区分等については標準仕様書に要件化するかどうか含めて事務局にて検討いたします。 | | ● |
| 3.1.1 | 4 | | 1 | 4 | 要検討 | 各団体で２つの方式を併用している例が多いことから、実装してもしなくても良い機能として、次のとおり追加することとしてよいか、WTで確認します。（文言も下記で良いかWTで調整）<br><br>実装してもしなくても良い機能<br>5.1.1<br>特例の対象資産については、概要調書の区分ごとに自動集計ができること。また、概要調書の区分ごとに別途計算した額と合計ができること。 | 実装してもしなくても良い機能<br>5.1.1<br>特例の対象資産については、概要調書の区分ごとに自動集計ができること。また、概要調書の区分ごとに別途計算した額と合計ができること。 | ● |

| 項目番号 | 業務 | 項目名 | 修正の種類（追加・削除） | 修正前 | 修正後 | 修正の根拠 地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 修正の根拠 住民サービスの向上 | 修正の根拠 職員業務量の低減 | 修正の根拠 自治体方針の実現 | 修正の根拠 その他 | 分類用フラグ 類似意見No. | 分類用フラグ 同趣旨要件数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4.1.1 | 共通 | 納税義務者マスタ管理 | 追加 | | 人的非課税のフラグの保持はできるか。<br>・市町村等の特定の所有者が保有する固定資産については強制的に非課税処理をする（年度ごとの管理で、翌年度は現年度をそのままコピーするとする）<br>・上記の処理を行っている義務者を年度ごとに一覧で表示できる | | | | | 1.2.4.の「一の納税義務者に係る課税標準額特例・税額特例・非課税・不均一課税の情報を、課税台帳上に一括で設定・修正できること。」および帳票要件No.54非課税リストで対応できるのであれば問題ありません。ただし、毎年度新たに取得した物件に対して処理をしなければならない、というような運用は望ましくありません。<br>（処理漏れのおそれがある）<br>（法３４８条）「国並びに都道府県、市町村、特別区（略）に対しては、固定資産税を課すことができない」 | 2765 | 5 |
| 4.2.2. | 共通 | 共有者管理 | 追加 | … | 共有者グループの複写ができること。<br>（A外99名をB外97名等に筆頭入替する場合や類似共有者を想定。） | | | 共有者の人数が99名から98名になった場合には新たに宛名登録を行うが、共有者の登録に時間がかかるため。また履歴からの検索ができることで業務量の低減が図れる。 | | | 3040 | 2 |
| 5.1.1 | 共通 | 類型マスタ管理 | その他 | ＜特例・非課税関連情報＞ | ＜特例情報＞<br>＜非課税情報＞<br>※特例情報と非課税情報は分割してください。 | | | | | ともにボリュームがあり、更新のタイミングも異なるため。 | | |
| 5.1.1. | 共通 | 類型マスタ管理 | 追加 | | 特例の期限切れを判定し，新課税年度情報に切り替えができること | | コードの引継ぎをシステム化することで，職員での手作業を省略し，コード設定誤り及び課税誤りを防ぐため<br>【例】<br>特例コード：A 当初5年度3分の1<br>特例コード：B その後5年度3分の2<br>上記の場合に，特例コードAの次のコードで特例コードBを設定できること | | | | 3063 | 7 |
| 6.1. | 共通 | 税率の設定 | 追加 | | （実装すべき機能）<br>免税点の設定ができること。 | 法第351条に基づく条例で定める金額の設定 | | | | | | |
| 7.1.1 | 共通 | 減免類型マスタ管理 | 追加 | － | 減免に関しては所有者ごと（人的減免）に管理ができること。 | | | | | 区分所有土地の生活保護減免の処理に必要となるため。 | 3453 | 6 |
| 7.1.1. | 共通 | 減免類型マスタ管理 | 追加 | | 課税保留ができること | | 土地・家屋物件単位に設定した課税保留情報より，賦課計算時に該当物件のみ減免に準じて方法により税額を減じて，全体の賦課額を計算することができる。<br>納税義務者単位で課税保留の設定し，税額を計算しない処理ができること。<br>設定した課税保留は次年度に引き継ぐことができること。<br>期間を定めて課税保留の設定ができること。 | | | | | |

| 項目番号 | 事前確認前整理 対応方針 | 事前確認対象 | 要件修正案 | 確認項目 | A市 分類 | A市 詳細ご回答欄 | C市 分類 | C市 詳細ご回答欄 | E市 分類 | E市 詳細ご回答欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4.1.1 | 要検討 | A | | ・1.2.4等に納税義務者毎に一括で設定する機能は要件化されていますが、納税義務者情報に非課税フラグ（又は非課税類型を登録できる機能）を管理する必要性について確認させてください。必要な場合はその理由をご教示ください。<br>・また、現行運用しているシステムにおいて、人的非課税の設定を課税台帳上にどのように反映しているか確認させてください。 | 1.諾（大筋OK） | 官公庁や地方公共団体などが所有しているものについて、物件単位で非課税コードの設定を行うのが大変で、設定が漏れた場合、課税対象となることから、人的非課税（宛名コードに設定する）機能は必要。<br>異動入力の時に、人的非課税の所有者が設定されていて課税台帳に非課税特例が設定されていない場合、警告表示を行う。課税計算時は、人的非課税の場合、物件に非課税特例の設定が漏れても、非課税物件として取り扱われる。なお、一括で所有権移転を行う場合、人的非課税の所有者に権利移転する場合、物件に非課税の特例コードが自動的に設定される。 | 2.否（考えが異なる） | 土地・・・人的非課税を含め、非課税フラグに関して物件ごとの管理としている。ただし、C市やC市が属する都道府県など非課税団体の宛名へ物件を所有権移転する際には、人的非課税フラグが自動的に入力されるような仕組みとしている。<br>家屋・・・土地の仕組みと同様。<br>償却・・・人的非課税を含め、非課税フラグに関して物件ごとの管理としている。償却においても人的非課税フラグが実装されること自体に問題はなし。 | 1.諾（大筋OK） | 納税義務者情報で非課税等フラグを保持している。特に運用で一覧を必要とするケースはないと認識している。 |
| 4.2.2. | 要検討 | A | | ・共有者グループの複写機能（類似している共有者グループなど）の必要性を確認させてください。<br>・現行運用しているシステムにおいて、N＋１年度において、ある土地の納税義務者に係る情報を修正した場合、N年度の当該土地の課税台帳の納税義務者情報まで修正されることになるのか、確認させてください。 | 4.その他 | 共有者情報は年度管理しているため、複写等の機能は不要。<br>年度管理しているため、N年の共有構成を変更しても、N+1やN-1の共有情報には影響しない。 | 1.諾（大筋OK） | 複写機能は必要。共有者が入れ替わった場合は、新たな宛名番号で作成する。<br>納税義務者の情報とは何か。住所変更は反映されるが、共有員の入れ替えなどは年度ごとに処理が必要。 | 1.諾（大筋OK） | 事務処理の簡素化のためできるとありがたい。<br>N＋１年度において：翌年度環境であれば、現年度に影響はない。 |
| 5.1.1 | 要検討 | A | | 5.1.1における＜特例・非課税関連情報＞について、＜特例関連情報＞、＜非課税関連情報＞に区分する必要性を確認させてください。必要な場合はその理由もご教示ください。<br>※ 現行記載では、システム上で特例と非課税が同じプルダウンに含まれてしまい、その中から必要な特例or非課税区分を選択する仕様となる可能性がありますが、上記のとおり分けて選択する必要性を確認しているものです。 | 4.その他 | 特例と非課税は同時に適用されることは無いため、同じ項目で管理する。分けて管理する必要はない。 | 2.否（考えが異なる） | 区分して管理はしていない。 | 1.諾（大筋OK） | 違うものと認識しているため、類型マスタ上分けていただけるとありがたい。 |
| 5.1.1. | 反映 | A | ・5.1.1.に以下の記載を追加いたします。<br>「特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。（例：前半の２年度分は特例率50%、後半の２年度分は特例率25%といったケースでは、各年度（全部で４年度分）をそれぞれ50%、50%、25%、25%と設定できること。）」<br>・1.2.1./2.2.1./3.1.1.に以下の要件を記載いたします。<br>「軽減期間を経過した特例・非課税類型は削除されること。」 | 要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。 | 2.否（考えが異なる） | 修正案では、前半2年と後半2年が同じ特例区分（ｺｰﾄﾞ）で管理するように捉えられるが、前半2年と後半2年でコードが特例区分（ｺｰﾄﾞ）が変わる方が、EUCデータ抽出での確認作業など行いやすい利便性がある。<br>そのため、修正案を以下のとおりとしてほしい。<br>「適用年度により特例率が変わる（例：前半の２年度分は特例率1/2、後半の２年度分は特例率1/3といったケース）場合、特例率に応じて特例区分（ｺｰﾄﾞ）が切り替わること。また、適用期間が終了した場合は、軽減期間を経過した特例・非課税類型は削除されること。 | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | 現行システム実装済み |
| 6.1. | 反映 | B | 6.賦課処理に以下の要件を追加いたします。<br>「・納税義務者単位に、免税点判定を実施すること。<br>・区分所有土地の場合、共用土地単位に、免税点判定を実施すること。」 | 要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。 | 2.否（考えが異なる） | 共用土地は、区分所有家屋の敷地権に応じて税額按分をおこなうため、共用土地の名義ごとに免税点の判定が行われます。<br>意見発出団体の要件は、共用土地を敷地権ごとに評価按分して複数物件に分けて登録しているため、評価分割後の資産で免税点判断を行えないので、資産単位に免税点を変えられるようにするという趣旨でしょうか？<br>税法等に則り、免税点判断は義務者単位で行われるべきと考える。また、地方税351条の趣旨は、資産単位に免税点の判断を自由に変えてよいとのことでは無く、当該市町村における免税点を一律変更する事を意味していると理解される。 | 1.諾（大筋OK） | 土地・家屋・償却資産ごとに免税点の設定ができる。 | 1.諾（大筋OK） | |
| 7.1.1 | 要検討 | A | | 減免類型について、現在の仕様書では、土地・家屋・償却資産課税台帳及び名寄情報に設定することとなっておりますが、人的減免と物的減免をどのように管理するかが明確ではないため、以下の整理としたいと思いますが、問題ないか確認させてください。<br>人的減免 → 名寄情報で管理<br>物的減免 → 土地・家屋・償却資産課税台帳で管理 | 2.否（考えが異なる） | 以下の点認識が異なります。名寄情報は、義務者でサマリーした情報となるため、物件情報の積み重ねとなります。そのため、①土地・家屋・償却資産課税台帳登録⇒②名寄情報（サマリー）作成⇒③人的減免の入力となってしまいます。<br>①の段階で宛名情報に人的減免を登録すれば、名寄時に人的減免まで把握する事ができます。 | 1.諾（大筋OK） | | 3.保留 | 本市は納税義務者情報画面で管理しているが、名寄情報と同様なら問題ない |
| 7.1.1. | 要検討 | A | | 課税保留について、納税義務者情報（経年管理）として管理する想定ですが、期間を設定する必要があるか確認させてください。必要な場合は、利用する具体的な事例をご教示ください。 | 2.否（考えが異なる） | 資産単位の情報とするものと理解している。課税保留が乱用されないため、原則は毎年登録すべきと考えるため、期間は必要と考えている。 | 4.その他 | 現行システムは課税保留の設定はできないが、期間は設定できた方がよい。後日確認する時に、何年度から何年度まで納税の告知が成立していないか分かるため。また、共有の場合は、共有員ごとに設定できるようにしてほしい。 | 1.諾（大筋OK） | |

| 項目番号 | F市 分類 | F市 詳細ご回答欄 | G市 分類 | G市 詳細ご回答欄 | H市 分類 | H市 詳細ご回答欄 | I市 分類 | I市 詳細ご回答欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4.1.1 | 4.その他 | 意見発出団体の回答のとおり、非課税の設定漏れを防ぐために必要な機能であると考えます。<br>現行の運用においては、人的非課税・物的非課税に関係なく、資産別に非課税の設定を行っています。 | 4.その他 | 【土地家屋担当】<br>・G市では、全国照会時に「地方税法上の非課税や課税標準の特例等の規定は、利用用途に応じて適用可否が決まるものであるため、納税義務者の単位のみで判断できるものではない。このことから、「一括」で設定・修正することを必須機能とすることはできない。オプションであれば良い。」と意見提出済。<br>G市においては人的非課税団体の設定を納税義務者番号で行っている。（納税義務者番号の上1桁目に「8」を設定している。）<br>・人的非課税団体の納税義務者番号が入力された場合、自動的に非課税の処理が行われる仕組みとなっている。<br>【償却資産担当】<br>1.2.4.等資産毎に管理できる必要がある。<br>事務の分掌が資産毎に分かれており、非課税認定・登録を資産毎に行っているため。 | 2.否（考えが異なる） | 新規で登録する場合、納税義務者ごとに1つ1つ手入力している。 | 4.その他 | ・必要性は低いと考えます。<br>・物件自体にフラグを立てています。 |
| 4.2.2. | 4.その他 | No3019の当市回答のとおり、共有代表者のみを変えた別の共有者グループを作成することがあるため、複写機能は事務作業の誤りを防ぐ目的で必要であると考えます。<br>現行の運用においては、N+1年度に向けた情報の修正は、N年度（及びそれ以前）には反映されません。 | 4.その他 | 【土地家屋担当】<br>・G市においては、異動の生じた共有者についてのみ入力を行う仕様となっており、複写機能については共有者の新規登録時に使用可能となっている。実装してもよいと考える。<br>・G市においては、納税義務者情報の修正（訂正入力）を行う場合はその登録における年月日で履歴を追加することとなるためN年度の納税義務者情報まで修正されることはない。<br>【償却資産担当】<br>必要と考えます。 | 1.諾（大筋OK） | ・複写機能があるとよい。<br>・N年度納税義務者情報は修正されない。 | 4.その他 | ・必要であると考えます。類似共有者グループを作成することが多くあり、業務効率化に大きく寄与すると考えます。<br>・納税義務者のマスタ情報となっている宛名情報の内容を変えた場合や共有者グループの代表者を変更した場合（例 鈴木 他３名 ⇒ 佐藤 他３名）、また相続人代表者や納税管理人の登録を行った場合など、同一の義務者番号で賦課されている年度全ての情報が修正（反映）される仕様となっています。<br>そのため、ある共有体で、所有権移転により構成員の一部が変わった場合は、所有権移転前の元の共有宛名を複写して作成した別の共有宛名を移転後の構成に編集したうえで、そちらの共有宛名に次年度の賦課を変更します。 |
| 5.1.1 | 4.その他 | 「特例関連情報」と「非課税関連情報」は区分する必要はないと考えます。 | 1.諾（大筋OK） | 【土地家屋担当】<br>区分する必要性があると考える。課税標準の特例、税額特例（減額）は非課税とは異なり、「特例割合」が必要であること、また、非課税、課税標準の特例は各々が相当数の該当条文が存在することから、上位で区分された方が管理がしやすいなどの理由が考えられる。<br>【償却資産担当】<br>非課税と特例の同時適用がありえるため別に設定できる必要があります。 | 1.諾（大筋OK） | 現行では、特例関連情報、非課税関連情報で区分されている。 | 4.その他 | 必要であると考えます。<br>非課税と特例が併用して適用されることは想定されませんが、概要調書の作成時やEUC等により統計を取る際など、同じデータテーブルから抽出されることに不都合等がおきるのではないか懸念されます。<br>また、課税の計算上、非課税資産であれば評価額・決定価格・課税標準額ともに0となり、特例対象資産の場合は課税標準額にのみ所定の割合が乗じられるべきと考えますが、同一のカラム（フィールド）で管理することで、そのような場合分けができなくなってしまわないか、懸念されます。 |
| 5.1.1. | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | 類型マスタの保持する項目が多くなってしまうと考えるため、意見発出団体提案のコードの保持とプログラム化が望ましいと考える。 | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | |
| 6.1. | 1.諾（大筋OK） | 修正案については問題ないと考えます。<br>意見発出団体の回答は、免税点の基準を一律で変更することを目的としているようにも読み取れるのですがどうでしょうか。 | 2.否（考えが異なる） | 【償却資産担当】<br>免税点の設定ができることと賦課決定処理で免税点の判定を行うことは別だと思います。<br>免税点は条例で変更が可能な事項であるため登録できる必要があります。 | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | |
| 7.1.1 | 1.諾（大筋OK） | 記載のとおりの整理で問題ないと考えます。 | 4.その他 | 【土地家屋担当】<br>人的減免の判定が不明。<br>減免は課税台帳での管理は不適切。<br>【償却資産担当】<br>事務分掌の関係で資産別に登録できる必要あり。 | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | |
| 7.1.1. | 4.その他 | 課税保留の新規設定だけでなく、既存の課税保留の解除についても、任意のタイミングで行えるようであれば、期間の設定は必要ないと考えます。 | 4.その他 | 【土地家屋担当】<br>期間設定は不要。<br>【償却資産担当】<br>課税保留に期間を設ける必要は特段ないと考えます。 | 2.否（考えが異なる） | | 1.諾（大筋OK） | |

| 項目番号 | J市 分類 | J市 詳細ご回答欄 | K市 分類 | K市 詳細ご回答欄 | 地方税共同機構 分類 | 地方税共同機構 詳細ご回答欄 | 分類 集計結果 承諾 | 否認 | 保留 | その他 | 仕様反映 | 事務局意見 | 要件修正 | WT対象 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4.1.1 | 1.諾（大筋OK） | 処理漏れを防ぐため非課税フラグは必要 | 1.諾（大筋OK） | 人的非課税については、土地については登記情報を課税システムに移行させているが、家屋は登記取り込みを行うも課税システムにデータを入れていない。義務者単位で非課税フラグがあれば、抽出等で利用可能。 | 1.諾（大筋OK） | | 5 | 2 | | 3 | 要検討 | 国や地方公共団体などが所有者の場合に納税義務者マスタに非課税類型を設定することで当該者が所有する物件について課税台帳上の非課税類型を一括で設定する機能の必要性について確認いたします。<br>また、生保減免など減免についても同様と考えられますので、減免でも必要かどうか確認いたします。 | | ● |
| 4.2.2. | 1.諾（大筋OK） | 人数が多数になる場合があるため、共有者グループの複写機能は必要<br>現行ではN年度の当該土地の課税台帳の納税義務者情報まで修正される | 4.その他 | 現行システムでは、年度ごとに共有構成を管理しているため、Ｎ＋１年度において修正した場合に過年度の台帳の修正はされないが、N年度へも反映させるかどうか選択できる機能があれば便利。 | 1.諾（大筋OK） | | 5 | | | 5 | 反映する | 共有者グループの複写機能は「実装すべき機能」として要件化いたします。 | | ● |
| 5.1.1 | 1.諾（大筋OK） | 当市では＜特例関連情報＞、＜非課税関連情報＞に区分する必要性は特段感じないが、必要な自治体もあると考えられるため分けてもよい | 4.その他 | 類型マスタにどのようにデータをもたせるかによる。非課税入力のタイミングと特例入力のタイミングが違う場合が多い。また非課税面積を割り出して入力している場合もあり、課税部分は特例対象になる場合も考えられる。 | 1.諾（大筋OK） | | 5 | 1 | | 4 | 反映する | 区分した方が良いとのご意見が多数であるため、区分することといたします。 | | ● |
| 5.1.1. | 1.諾（大筋OK） | 必要 | 1.諾（大筋OK） | 現行システムで、当初５年間３分の１、その後５年間３分の２という軽減のコードがある。そのコードと適用開始年度を入力することで、自動で適用が切れるようになっている。そのため、途中で手処理による特例コードの変更入力を行ってはいない。手入力の労力を考えれば、現行システムにある仕様の継続は必須。 | 1.諾（大筋OK） | | 9 | 1 | | | 反映する | 概ね了承いただきましたので、反映いたします。<br>（A市）<br>EUC機能による抽出がしやすいとご意見いただいておりますが、具体的にどういった場面を想定されているか確認させてください。 | ・5.1.1.に以下の記載を追加いたします。<br>「特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。（例：前半の２年度分は特例率50%、後半の２年度分は特例率25%といったケースでは、各年度（全部で４年度分）をそれぞれ50%、50%、25%、25%と設定できること。）」<br>・1.2.1./2.2.1./3.1.1.に以下の要件を記載いたします。<br>「軽減期間を経過した特例・非課税類型は削除されること。」 | ● |
| 6.1. | | | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | | 7 | 2 | | | 反映する | 意見提出団体のご意見と修正案に食い違いが生じており失礼いたしました。<br>ご意見を踏まえ、6.1.4の下に「実装すべき機能」として右欄のとおり要件を追加いたします。 | ・土地、家屋、償却資産毎に免税点を設定できること。 | ● |
| 7.1.1 | 1.諾（大筋OK） | 問題なし | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | | 7 | 1 | 1 | 1 | 要検討 | 事務局で再検討した結果、名寄情報は名寄せ処理後にしか作成されないため、No.2765で検討しているとおり納税義務者情報で管理することとし、納税義務者情報で類型を選択した場合には課税台帳に一括設定する機能を要件化したいと考えておりますが、いかがでしょうか。 | | ● |
| 7.1.1. | 1.諾（大筋OK） | 管財人が選任された時点で期間を設定する必要がある | 4.その他 | 「課税保留」の定義の確認が必要。（本市の「調定見合わせ」のみを指しているのであれば、期間を設定する必要はない。）<br>本市の「課税除外」、「未完成」の場合は、期間を設定しておく必要になる場合があるが、入力時点ではおおよその予定であわりわからないものもある。埋もれてしまわないようにしておくべき。 | 1.諾（大筋OK） | | 4 | 2 | | 4 | 反映する | ご意見が分かれているため、「実装してもしなくても良い機能」として要件化いたします。 | | ● |

| 項目番号 | 業務 | 項目名 | 修正の種類（追加・削除） | 修正前 | 修正後 | 修正の根拠：地方税法（法律・政令・省令）への準拠 | 修正の根拠：住民サービスの向上 | 修正の根拠：職員業務量の低減 | 修正の根拠：自治体方針の実現 | 修正の根拠：その他 | 分類用フラグ：類似意見No. | 分類用フラグ：同趣旨要件数 | 対応方針 | 事前確認対象 | 要件修正案 | 確認項目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8.1.1 | 共通 | 納税通知書等発行 | 追加 | | 納税通知書一括発行後に、抜き取り・差し替えができること。<br>＜抜取・差替フラグ＞<br>フラグが設定された対象者のリストが出力でき、対象者の納税通知書について一括再出力ができること。 | | 納税通知書一括発行後から発送日までの宛名異動に対応し、住民からの苦情や納税通知書の返戻数を抑えるため。 | | | | | | 要検討 | A | | ・対象者の一括再出力については、納税義務者情報に（減免）類型を持たせて、特定の類型が設定されている納税義務者分の納税通知書の一括再出力の機能が必要であるか確認させてください。<br>・上記の納税義務者情報に類型を持たせる案以外に対応案があれば、ご教示ください。 |
| 8.1.4 | 共通 | 共有者への納税通知書等発行 | 追加 | | ＜出力設定＞に下記の項目を追加<br>「共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、共有者のうち指定した者に対して納税通知書、課税明細書、更正決定通知書を発行」 | | | 徴収及び滞納処分を行うことが困難で、賦課処分を行う必要性の低い共有者（死亡者、所在が明らかでない者など）への納税通知書の発送を行わないことにより、発送及び返戻処理・郵便料金の低減を行うことができるため<br>（10人の作業がのべ30時間低減できる） | | | 3604 | 9 | 要検討 | A | ・4.2.1.共有情報に以下の項目を追加する。<br>-「納税通知書等発行対象フラグ」<br>※ 共有者3人のうち、2人に送付するパターンを想定したもの。<br>・8.1.4.に以下の記載を追加する。<br>「以下の出力設定を、共有者グループごとに設定できること。」 | 要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。 |
| 8.2.1 | 共通 | 証明書発行 | 追加 | | 証明書発行時に一般共有、課税分割、区分所有の構成員で検索した場合、その検索した構成員の氏名・住所を証明書に印字する。また、検索した構成員ではなく、代表者や他の構成員の氏名、住所を印字するように簡易に切り替える機能を有すること。 | | | 運用上、窓口に来られた方の情報で印字を求められるケースが多い為、検索した方の情報で印字を基本と、簡易に代表者や別の構成員に切り替えられることで、職員の作業低減出来るため。 | | | 3656 | 5 | 要検討 | A | | 現行運用において、共有代表者以外の納税義務者への証明書発行の際、氏名・住所の印字項目をどのように変更（修正）して対応しているかご教示ください。 |
| 10.1.1. | 共通 | 調定処理 | 追加 | 当初賦課処理後、又は更正処理後に、調定処理ができること。 | 当初賦課処理後、又は更正処理後に、調定処理ができること。<br>また、マンション等の区分所有家屋の敷地の用に供されている土地（共用土地）の土地（補充）課税台帳の更正処理後の調定に関し、一括して調定処理ができること。 | | | マンション等の区分所有家屋の敷地の用に供されている土地（共用土地）を更正処理した場合、個別に調定処理を実施する必要があり、マンションの世帯数分の調定処理が必要となるが、一括調定機能により処理が一回で可能となる。 | | なお、マンション等の区分所有家屋の敷地の用に供されている土地（共用土地）の一括調定機能は、一定規模の市町村には必須と考えるが、マンションがない市区町村には過剰な機能であると考える。 | 982 | 2 | 反映 | C | 10.1.1.の備考に調定処理の定義を記載する。 | 要件修正案のとおりとしてよいか、ご確認ください。 |
| 12.1.1 | 共通<br>償却 | 他システムデータ取り込み | 追加 | 【実装すべき機能】<br>次の他システムと連携し、各情報を参照または保持できること。<br>・土地評価システム<br>・家屋評価システム<br>・GISシステム<br>【実装してもしなくても良い機能】<br>次の他システムと連携し、各情報を参照または保持できること。<br>・eLTAXシステム | 【実装すべき機能】<br>次の他システムと連携し、各情報を参照または保持できること。<br>・土地評価システム<br>・家屋評価システム<br>・GISシステム（データ送信のみ）<br>・eLTAXシステム<br>【実装してもしなくても良い機能】<br>記載を削除 | | | | | ＧＩＳシステムからのデータ受信は事務上、想定していない。連携の方式として（データ送信、データ受信）を明確にした方がよい。<br>eLTAXシステムとの連携は今後主流となっていくと考えるため「実装すべき機能」とすることが望ましい。 | | | 要検討 | A | | ・固定資産税システムが、GISシステムから受け取るデータがあるか、確認させてください。<br>※ 固定資産税システムからGISシステムにデータを渡しているだけの場合は、標準化検討対象外となるため、仕様から削除する想定です。<br>・eLTAXからのデータ取り込みについては、一部の団体においてセキュリティポリシーの関係上、直接連携できないところもあるため必須とせずにオプションとしておりましたが、電子申告率の向上やデジタル庁創設などの流れ、全国意見照会の結果、同様の意見が複数団体から出されていることを踏まえ、必須機能とすべきかご意見をお聞かせください。 |
| | 共通 | 賦課決定日について | 追加 | | 納税通知書発送日を賦課決定日とすること。 | 納税通知書に関しては到達主義に基づき効力が発生するものであるが、個々の到達日を把握することは、現実的に不可能であることから、通知発送日を賦課決定日にすべきと考える。（決して内部処理日とはならない。） | | | | | 2971 | 2 | 要検討 | A | | ・納税通知書の発送日を管理する必要があるか、管理する必要がある場合はその理由と、発送日をどこで管理すべきか確認させてください。<br>・また、賦課決定日を管理する機能が必要か確認させてください。必要な場合はその理由をご教示ください。 |

| 項目番号 | 項目名 | A市 分類 | A市 詳細ご回答欄 | C市 分類 | C市 詳細ご回答欄 | E市 分類 | E市 詳細ご回答欄 | F市 分類 | F市 詳細ご回答欄 | G市 分類 | G市 詳細ご回答欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8.1.1 | 納税通知書等発行 | 2.否（考えが異なる） | 納税義務者情報に一括再出力の情報を持たせることとは、不要。再出力等については、システム側の制御の問題。現状、システム側で更正分の一括出力ができる。<br>なお、当初全件印刷から発布までは、その工程に時間がかかるため、適宜更正が発生する。その更正発生時に、全件の印刷物に対して、引き抜きや、差し込みするための資料は必要（納税通知書発送簿に、引き抜き、差し込み情報を付与したもの）と考えている。<br>職員が設定しなくとも、宛名（氏名・住所）、口座等の変更、賦課の税額、物件の所在地・評価・課標等の変更を当初発行時と比較して出力する仕組みをシステムが実装できれば良い。 | 3.保留 | あったら便利だと思います。 | | そのような機能はありません。 | 4.その他 | 事務作業の効率化を図るため、必要な機能であると考えます。 | 4.その他 | 【土地家屋担当】<br>必要要件が不明であるため判断不可。<br>【償却資産担当】<br>あってもなくても差し支えない。 |
| 8.1.4 | 共有者への納税通知書等発行 | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | 共有者3人のうち2人に送付するパターンを都では認めていない。通常納税義務の中で特定の人にだけ送付しないという判断はどうか。（大筋は了承。） |
| 8.2.1 | 証明書発行 | 4.その他 | 発行時に検索した宛名が証明書の氏名・住所に表示される。つまり、代表者（A他○名）で検索した場合、氏名・住所は「A他○名」に紐づく情報が印刷される。構成員（A）で検索した場合、氏名・住所は「A」に紐づく情報が印刷される。 | 4.その他 | 修正をしていない。<br>ただし、申出があれば直接入力し、請求者を先頭にして発行することもある。 | 1.諾（大筋OK） | 基本的には課税台帳上の義務者どおりの情報（代表者）の「共有代表者 外○名」のかたちで証明書の発行を行っているが、氏名・住所を手入力で修正可能となっている。 | 2.否（考えが異なる） | 現行の運用では、共有代表者以外の納税義務者へ各種証明書等を発行する際でも、氏名や住所の印字は変更せず、共有代表者の氏名・住所の表記のまま発行します。 | 4.その他 | 【土地家屋担当】<br>課税台帳に共有者情報も登録している（区分所有家屋や共用土地の場合は専有者ごと）。共有者情報として登録されている氏名・住所・持分を「共有者氏名表」（地方税法施行規則様式第24号、25号に基づくもの）に印字しており、選択の有無によって印字する対象の共有者を変更することはできても、検索方法によって項目を変更することはしていない。<br>【償却資産担当】<br>対応していない。<br>証明書自体は「代表者外 ○ 名」と印字し、別途「共有者一覧表」を交付している。 |
| 10.1.1. | 調定処理 | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | |
| 12.1.1 | 他システムデータ取り込み | 4.その他 | GISデータを受信することはあるが、評価をおこなうための画地情報の取り込みが主。<br>【実装してもしなくても良い機能】は、「実装しない機能ではなく」、必要とした団体がある場合は標準機能として実装する機能と理解している。そのため、【実装してもしなくても良い機能】との記載のままで問題無いと考える。 | 4.その他 | 土地…評価に関する情報（評価路線や画地計測情報など）のみ取り込みを行っている。<br>償却…1.諾（大筋OK） | 1.諾（大筋OK） | ・標準化の対象となる範囲でのGISから固定資産税システムへのデータ連携はありません。<br>・E市はeLTAXと直接連携できないため実施していません。必須機能となっても各自治体で連携の実施の有無を決められれば、問題ないかと思います。 | 2.否（考えが異なる） | GISシステムからのデータの受け取りは、行っておりません。<br>設問2505での回答同様、現行のeLTAX審査機能が課税処理上の要求水準を満たすものに向上しないうちには、"必須"とすることは時期尚早であると考えます。 | 4.その他 | ＧＩＳシステムに土地評価システムの一部が組み込まれているため、質問の趣旨に添わない場合、ご容赦ください。評価情報のＣＳＶデータ（土地現況情報、土地評価（画地）情報、路線調査情報、標準宅地情報、鉄軌道評価情報、調査対象リスト等）を連携した。<br>当該ＧＪＳシステム（土地評価システム）の地図データ及び評価データを取りまとめたＰＤＦファイルまたは画像ファイルの受領が必要となります。 |
| | 賦課決定日について | 4.その他 | ・納税通知書の発送日を管理する必要があるか<br>⇒発送日では無く、発布日を管理している。納税通知書発布前の証明書は原則発行しない団体や、発布日前であることを証明書に記載している団体もあるため、納税通知書の発布日は管理が必要。<br>・また、賦課決定日を管理する機能が必要か確認させてください。<br>⇒必要としない。 | 2.否（考えが異なる） | 発送日は、告知日を推定する日付になる。＜名寄情報＞で管理するのが適当と考える。<br>賦課決定日は、時効の管理に必要である。 | | 納税通知書発送日および賦課決定日は当初についてはシステム上での管理は不要と考えます。<br>ただし、賦課更正を行った際の更正納税通知書については基本日程が個別かと思いますので更正決定日（更正後の賦課決定日）の管理が必要と考えます。 | 4.その他 | 当市では、当初賦課処理時にシステム内でパラメータ設定を行い、納税通知書の発送日を納税通知書に印字しています。 | 4.その他 | 【土地家屋担当】<br>G市では、納税通知書発送日と賦課決定日は同一の概念としてシステム上「納税通知書発付日」として管理している。（更正減の場合、厳密には納税通知書を発送していないためこの場合はシステム上は「賦課更正年月日」として別に保持している。）各自治体によって納税通知書発送日（賦課決定日）は異なる認識であり、さらに更正増の場合の納税通知書発送に関しても案件によって異なることから必要と考える。<br>【償却資産担当】<br>・納税通知書の発送日<br>⇒管理必要。公示判断、印刷業者への指示等に使用する。<br>⇒8.1納税通知書等発行で管理<br>・賦課決定日<br>⇒管理必要。<br>⇒各資産毎の台帳に持つべきではないか |

| 項目番号 | 項目名 | H市 分類 | H市 詳細ご回答欄 | I市 分類 | I市 詳細ご回答欄 | J市 分類 | J市 詳細ご回答欄 | K市 分類 | K市 詳細ご回答欄 | 地方税共同機構 分類 | 地方税共同機構 詳細ご回答欄 | 承諾 | 否認 | 保留 | その他 | 仕様反映 | 事務局意見 | 要件修正 | WT対象 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8.1.1 | 納税通知書等発行 | 1.諾（大筋OK） | | 4.その他 | 必要であると考えます。<br>当市では当初賦課納税通知書データを作成後に、送付先の変更や口座振替依頼その他事由により、例年約500通の差替えが必要となりオンラインで出力しています。これが一括で出力可能となれば、特に繁忙期の事務において、業務効率化に大きく寄与すると想定されます。 | 1.諾（大筋OK） | 利便性が向上するため、一括再出力の機能が必要 | 4.その他 | 減免されているかどうかで再出力の要否を判断するのではなく、納税通知書一括処理後から税額等の更正や宛名情報の異動があったものなどについて再出力を必要としているため。<br>引抜き・再出力のフラグを手動で設定し、対象の納税通知書について引抜・再出力できる仕様は必要。 | 1.諾（大筋OK） | | 3 | 1 | 1 | 4 | 反映する | ご意見が分かれているため、「実装してもしなくても良い機能」として要件化いたします。 | | ● |
| 8.1.4 | 共有者への納税通知書等発行 | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | | 1.諾（大筋OK） | 要件修正案のとおりとしてよい | 2.否（考えが異なる） | 共有者全員のうち指定した者に対して、納税通知書、課税明細書、更正決定通知書、納付書（全税額分及び共有者の持分で按分した税額分のいずれかを選択）を発行<br>の変更をしてほしい。<br>※共有者全員に全額の納付書を発行できる仕様が必要。 | 1.諾（大筋OK） | | 9 | 1 | | | 反映する | 概ね了承いただきましたので、反映いたします。<br>（K市）<br>ご意見の内容について意味するところを確認させてください。 | ・4.2.1.共有情報に以下の項目を追加する。<br>-「納税通知書等発行対象フラグ」<br>※ 共有者3人のうち、2人に送付するパターンを想定したもの。<br>・8.1.4.に以下の記載を追加する。<br>「以下の出力設定を、共有者グループごとに設定できること。」 | ● |
| 8.2.1 | 証明書発行 | 2.否（考えが異なる） | 現行、印字項目の変更はしていない。共有者一覧のみ別添。 | 4.その他 | 証明書等を出力する際に、構成員の選択画面が表示されます。 | 1.諾（大筋OK） | 氏名・住所の印字項目を手入力で対応 | 4.その他 | ①代表者の台帳名寄画面から「共有構成一覧」を表示し、対象の共有者を選択したうえで当該共有者の台帳名寄画面に展開して発行する。<br>②該当の共有者の氏名で検索して、当該共有者の台帳名寄画面に展開して発行する。 | 1.諾（大筋OK） | | 3 | 2 | | 5 | 反映する | 8.2.1.に「実装すべき機能」として右欄のとおり要件化することを検討いたしますが、問題無いか確認させてください。 | ・共有物件の証明書発行の際に、どの共有構成員の名前で発行できるか選択できること。 | ● |
| 10.1.1. | 調定処理 | | | 1.諾（大筋OK） | | | | | | 1.諾（大筋OK） | | 7 | | | | 要検討 | 要諦処理の定義として、右欄の記載で問題無いか確認させてください。 | 10.1.1.の備考に調定処理の定義を記載する。<br>「固定資産税の賦課額の合計、資産ごとの賦課額の合計等を集計する処理」 | ● |
| 12.1.1 | 他システムデータ取り込み | | eLTAXデータ取り込みが出来るのであれば、オプション・必須は特に問わない。 | 4.その他 | ・現行固定資産税システムがGISシステムから受け取るデータはありませんが、計測データをそのまま取り込めれば業務効率や精度の向上に資すると考えますので、今後の検討課題であると認識しています。<br>・必須要件にすべきと考えます。<br>現在eLTAXデータの取り込みを実施しており、連携精度は低いものの、業務効率化に寄与しています。今後もeLTAXでの申告が増加していくことが想定されるため、備えるべき機能であると考えます。 | 1.諾（大筋OK） | 今後もeLTAXは増加すると思いますので連携している方が好ましいです。 | 4.その他 | ・eLTAXデータについては、現在の電子申告の推奨や事務のRPA等による電子化による業務改革の観点からも連携できるような改修を必須と考えており、その他共通であるセキュリティ面の整備も必要と考えます。<br>・固定資産税システム（償却資産）においては、現在GISからのデータを受け取ってはいません。 | 1.諾（大筋OK） | eLTAXからのデータ取込について、基幹システム上の不都合等がなければ、必須機能としてもよいと考える。<br>なお、「実装すべき機能」とする場合は、３層分離の見直しとセットとして議論していくことが必要と考える。 | 3 | 1 | | 5 | GIS反映しない<br>eLTAX反映 | GISシステムについては、評価に関するデータ以外を受け取っていないとのご回答であるため、反映しないことといたします。<br>eLTAX連携について、反映すること(必須機能)といたします。 | | ● |
| | 賦課決定日について | 1.諾（大筋OK） | 現行、月次更正の際に更正後の納税通知書の発送日を管理している。賦課決定日は特に管理はしていない。 | 4.その他 | ・必要であると考えます。<br>当市では、名寄情報で管理しています。<br>・必要であると考えます。<br>特に月次更正を行う際などは、賦課決定後に発送準備を行うため賦課決定日と発送日に差異があり、賦課・発送の両日とも違う日付で管理しています。 | 3.保留 | 納税通知書の発送日は履歴としてはあるものの積極的に管理していないため不明 | 4.その他 | 納税通知書発送日（＝賦課決定日）が、課税証明書の発行開始日となる点から、賦課決定日を管理する機能は必要。<br>また、現行では納税通知書の再出力を個別で行う場合に、印字される日付は賦課決定日となっている。<br>※納税通知書の発送日については、手動で入力できる機能があれば便利（返戻があって再送する場合など） | 1.諾（大筋OK） | | 2 | 1 | 1 | 5 | 要検討 | 納税通知書の発送日については必要とする団体が多いことから「実装すべき機能」として要件化を検討しておりますが、納税通知書の発送日について、標準仕様書上どこで管理することが適当か確認させてください。<br>（C市、I市、K市）<br>不要との団体もありますが、必要性について確認させてください。<br>（E市以外の団体）<br>E市から更正決定日の管理が必要とのご意見がありましたが、他の団体のご意見をお聞かせください。 | | ● |